

平成23年第4回足寄町議会定例会議事録(第4号)

平成23年 12月15日(木曜日)

出席議員(13名)

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	西東文雄君
経済課長	櫻井光雄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	大野雅司君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

日程第1 一般質問 < P 3 ~ P 25 >

- 日程第2 議案第98号 平成23年度足寄町一般会計補正予算(第10号) < P 25 ~ P 39 >
- 日程第3 議案第99号 平成23年度足寄国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) < P 39 >
- 日程第4 議案第100号 平成23年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号) < P 39 ~ P 40 >
- 日程第5 議案第101号 平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号) < P 40 >
- 日程第6 議案第102号 平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号) < P 40 ~ P 41 >
- 日程第7 議案第103号 平成23年度足寄町上水道事業特別会計補正予算(第4号) < P 41 >
- 日程第8 閉会中継続調査申出書(総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会) < P 41 >

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 12月14日に開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、議案第98号から議案第103号までの補正予算案の提案説明を受け、即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書について審議します。

以上で、第4回定例会における議案等の審議は、本日をもって終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

11番川上初太郎君。

11番（川上初太郎君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をいたします。

農業振興対策について。

近年は、温暖化が進んで気温の高い夏に

なっております。

ことしは、7月後半からの雨の多い日が続き、特に、豆類、金時においては品質低下となりました。

全体的には、平年作で終わったと感じておりますが、品質が悪く、価格の低迷、原油高騰等に伴う食料生産資材の高騰など、経営は厳しい状況にあります。

また、ここにきてTPP問題が浮上し、日本が参加した場合、本町の基幹産業の農林業に壊滅的打撃を受けかねない状況にあります。

十勝、北海道はもとより、日本の農業ができなくなることが予想され、反対運動が起こっています。

町長として、今後、足寄町の農業をどう守っていくかを、どのような政策、対策をもって支援するのか、具体的にお伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 川上議員の一般質問にお答えいたします。

本町の基幹産業である農業は、先人のたゆまぬ英知と努力によって今日まで発展し続けてきましたが、野田首相は、11月11日夜の記者会見において、TPP問題交渉への参加を表明しました。

このことにより、十勝の基幹産業である農業に加え、地域経済や、雇用、食の安全を含め、各関係者に大きな衝撃を与え、現場の声、関係団体の声など、一切、配慮されていないことに怒りを感じているところであります。

我が国がTPPに参加した場合における本町の農業への影響額を試算したところ、概数ではありますが、約63億円と推計しております。

また、関連産業及び地域経済を含めると、さらに膨大な影響が出ることが予想されます。

私といたしましては、TPPへの参加は大きな問題であり、交渉参加に対し反対の考え

であります。

今後、足寄町の農業をどう守っていくのかとの御質問でございますが、まずは、農業生産強化に向けた基盤整備を計画的に実施していく考えであります。

さらに、農業者の担い手対策を引き続き行い、新規就農者支援の充実や、後継者育成対策等を推進していきたいと考えております。

また、ことしの6月に設置しました、町、農業団体、関係機関で構成する足寄町農業再生協議会において、農業経営の安定と国内生産力の確保、食料自給率の向上、農業多面的機能を維持するための方策について検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番。

11番（川上初太郎君） 今、町長から考え方の一端をお聞きいたしました。

まず、これからの取り組みについては、今答弁いただいたとおりで進めていくということでございますが、いみじくも、今から4年前になりますか、平成19年の折にも、WTO農業交渉、それから、オーストラリアとの経済連携交渉がありまして、あの当時も農業団体を挙げて大反対したことをちょっと今思い浮かべるのですけれども。

先般、野田総理が環太平洋経済連携協定の協議に参加をするという発言をし、町長を筆頭に、私ども農業者も反対行動を起こして、本当に、大騒ぎというのかな、そういう事態にならなければいいなという取り越し苦労の部分も多分あると思います。もう少し総理も具体的に、この部門とこの部門はこうですよくらいな話をしていただければ、おそらく農業者も国民全体としても理解できるのかなと、こういうふうに、私、個人的には思うのですけれども、そこまでなかなか触れてはつきり考え方を言っておられない。

先ほど町長が心配されていたように、やっぱり、TPPというのは、国家間の連携協定を軸にして、農畜産物やら、それから工業製

品などを輸入する際の関税をなくするというところで、そのことによって経済連携をふやそうとする仕組みということで、中身までは私は申し上げませんが国内の自給率を見た中では、今まで、結構、60%程度まで伸ばすような話はしておりますけれども、国内の自給率を総体的に見ますと、いわゆる5割そこそこの自給率の中で、いわゆる輸出国の国内情勢によっては、幾ら日本がこれこれをこのくらいいただきたいと言っても、やっぱり、国内の事情を優勢するがゆえに輸出制限をかけてくるということになれば、私ども国内としては、輸入できなくなる。結果的に、高い物を買わされるというような仕組みになってくるのではないかなという、これは取り越し苦労かもしれませんが、TPPへの参加は本当に、日本農業にとって壊滅的打撃ということで、経済の崩壊はもとより、我が国の、我が国でなくて、我が足寄町の農業さえも立ち行かなくなるという心配がございます。

今、個別所得保障制度がございますけれども、今の個別所得保障の見直しが事務者の中で協議が始まるやには聞いておりますけれども、いずれにしても、種をまいたらまいただけで所得を保障してくれるという、そういう単純なものではないということだけは、皆さんがご存じかもしれませんが、お話をしていきたいというふうに思っております。

近年、温暖化が進んで一度に降る雨の量も、場所によってはかなり大量な雨になるということで、そのことによって、農作物が根腐れを起こして、いわゆる所得につながらない、生産性の上まらない状況になってしまふ。

何にしても、土地が基盤で、生産性が高い土地整備が大切と。

先般も、農協の担当者と私ども農村議員の集まりがありまして、農協も次年度に向けて基盤整備事業を継続して取り組むという考え方をお聞きしております。

町としても、基幹産業を守るという手だて、そして、協力して経営基盤の確立のための農業体質強化事業の振興策も継続していただきたいというふうに思います。

先ほどの御答弁の中でも、基盤整備を重点というか、計画的に実施していくというお答えでございましたので、ぜひ、前向きに協力、それから、支援の方策をお願いをいたしたいというふうに思っております。

それから、もう1点は、昨年、畜産の関係で、安愚楽牧場の経営が破綻をして、参加畜産農家には大きな被害、ダメージを受けましたが、その後、素牛の買い受け話が進み、少しは落ち着いてきたというふうに伺っております。

先に向けて、いわゆる素牛畜産農家の経営の中では、いわゆる子牛を生ませて、そして親牛の一手手前ですから育成牛にするまでが20カ月もかかるという中で、収入につながらないと。それまでのつなぎ資金が必要と思われる。

先に向けて、営農資金の助成、貸し付け事業に対して町として、考え、支援が、具体的な策があれば、お伺いをいたしたいと思します。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） まず最初に、TPPの問題でありますけれども、お互い、共通認識といたしますか、これは大事なことから、ちょっとそういう意味で、少しお話をさせていただきたいというふうに思いますけれども、先ほどWTOの話もございましたけれども、この間、国と国の話の中で、大きく言えばFTA交渉とEPA交渉ということで、この間、国同士で話し合いが進められてきたということでございます。

まず、FTAというのは、自由貿易協定のことだそうであります。これは何かと申しますと、貿易ですから、その中でお互い関税をどうするのだとか、おまえのところもうちょっと安くしろよだとか、あるいは、場合によっては撤廃という、このような交渉とい

うことです。ですから、基本的には、2国間交渉であります。

これに対して、EPAというのは、これはいわゆる経済協定ということですから、本当に単なる貿易だけの話じゃなくて、いろいろな分野のことが出てくる。すなわち、関税の問題以外に、投資の問題ですとか、それから人の関係ですとか、ありとあらゆるところに分野を包括しているということですね。

ですから、TPPというのはEPAの、これは2国間ではなくて、今回出てきているのは環太平洋と書いていますから、一定程度の国が集まって貿易のことはもちろんですけども、投資のことも含めて、それから、人のことも含めてということですから、これは物すごいことが含まれているというふうに認識をしております。

ですから、これは菅政権のときに、ある日、突然、国を開くなんていう、これを聞いたら、すばらしいなと思うかもしれませんがけれども、しかし、それは中身的には、国を開くのではなくて、これは、まかり間違えば国を滅ぼすことに繋がるのではないかなというぐらい私はそれぐらい危機感を持っているところでございます。

そういう意味では、どうしてもこの間、政府からの情報提供もきちんとしたものがない。まずは交渉に参加するだけだからいいだろうと。その中でだめなものはやめるといふ、参加をしないという手もあり得るのだという、こういうお話も聞こえてきますけれども、これは表面的なお話だけであって、本当に具体的な交渉の項目、例えば、医療の関係だってどうなってしまうのか。自由診療の問題だとかもありますし、それから、入札の問題だってそうです。一定の額を超えるものについては、まさしく自由競争ということあります。

これが、変なやり方をすると、何か提訴をするということもできるらしいのです。この間、とりわけアメリカが主体になっているみたいですけども、けしからんということで

提訴されて、とんでもない金額の賠償請求がされるということもあるのだという、そういう事例もあるというふうに聞いていますから、これはもう本当に私は何としても断固反対の立場を貫いていきたいというふうに思いますし、十勝町村会、あるいは、十勝の関係経済団体も含めて、十勝的には断固反対というようなこととなっております。

世論調査ということも出ておりますけれども、むしろ賛成という方が少し反対よりも上回っているというような世論調査も出ているというようなことでもありますけれども、これは表面的なことだけで軽々にそのようなことにはならないと私は思っていますから、そのような立場でこれからも、いろいろな関係団体とも連携をしながら、断固反対の立場を貫いていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、安愚楽牧場の問題で、具体的に御質問がございました。

行政報告も一定程度させていただいておりますけれども、現状でいきますと、当時、民事再生手続きということでスタートしておりましたけれども、これはもう正式にそうはならないということで、破産という形で決定がされております。

そこで、足寄町の現状でいきますと、まずは、この間報告しているとおり、足寄町には直営牧場もあると。ここには、二十数名の従業員もいるというようなことでございます。一つには、そこがどうなるのかという心配もしておりました。

これは、全道に数カ所直営牧場を抱えているわけでありましてけれども、これは破産に向かうに当たって、正式に破産管財人が選定もされておりますけれども、ここでできるだけ財産については処分をしていきたいということで、既に決定したということで私ども情報をいただいているのは、手塩の牧場、それから十勝管内でいけば浦幌の牧場が決まったと。足寄町と音更はどうかということになりま

すと、そういう交渉中だという情報はいただいておりますけれども、まだ確定したという情報はいただいております。

この譲渡をする条件というのは、今、直営牧場にいる牛、それから、従業員についても、そのまま引き続き継続して雇用できるようなところを買っていただくという基本方針で進めているということでもあります。それで、かなり具体的な話が進んでいると聞いていますから、そこは何とか譲り受け先が早期に決まって、それが決定することを今願っているところでございます。

今のところ、何とかそういうそういう方向に行くのではないのかという情報程度しかありませんけれども、何とか決まってくればなと思っております。

次に、預託農家の関係でありますけれども、実は、ここの情報、なかなか入ってきていませんけれども、これは、7月、8月分の預託料の未収分、これと、それぞれ預託農家が預かっている牛とを相殺をするということで決まって、これはもう既に、12月4日、ここで契約も終わっているということですから、預託農家の皆さん方は、今まで預かっていた牛が自分の所有になったということでもあります。

問題は、この先どうしていくのかということでございます。新聞報道にもありますとおり、全道的に農事生産組合を設立しようという動きもあるようでございます。

私も道庁の方にも3回ほど行ってその状況なんかも聞いておりますけれども、正直申し上げまして、これについては非常に難しいのかなと。

というのは、資金を潤沢に持っている方がそれに加わるというような状況では、どうもありません。みんなが集まって、そして有利な資金的な融資も含めて引き出してやっていきたいというようなことのようにありますけれども、問題は融資の分でいきますとやはりきちんとした営農計画ができるのかどうか。当然、償還しなくてははいけないわけですか

ら。そういう意味でいきますと、なかなか公的資金の導入というのは難しいのではなからうかという情報を道庁からもいただいているところでございます。

次に、預託農家の皆さん方が自分の所有になったわけですから、牛は。では、それをもとに、素牛生産なりなんなりやっていくのかということで、これはまた議員おおせのとおり、では、融資制度があるのかということになりますと、ここもやはりしっかりとした営農計画ができるのかどうかなのです。

これは、いろいろな制度的なことを担当の方も情報収集をしながらいろいろやっていますけれど、現実には極めて難しいという状況であります。

そこで、もう一つは、では、この際、一定程度整理をかけようか、あるいは、頭数を減らしてでも次の道を探ろうかという問題でありますけれども、そうしますと、牛の処分というのは、正直言って和牛の世界というのは血統の世界でありますから、では、扱っている和牛がどういう血統かということ、正直言って、あまりいい血統の牛はいないということでもあります。

そうしますと、では、肉に落とすのかということになりますけれども、これは、肉に落とすということになれば、当然、屠場に持っていかなければならない。これは、通常は、通常と言いますか、ましてや今の時期、年末を迎えていますから、これもいろいろ状況を聞きますと、平日の屠場の計画についてはいっぱいですと、こういうことです。

では、落とそうかといったとき、これは農協の組合さんはまだいいかもしれませんが、組合以外の人はどうするのだと。これも道庁ともやりとりをしているのですけれども、これはその地域で一定程度まとまってくれば、道庁が窓口になってホクレンのほうと話をして、屠場の確保をしたいと。

これも、平日は今申し上げたとおりいっぱいですから、土曜、日曜で何とかあけてもらう。もちろん、帯広に屠場がありますけれど

も、場合によっては、帯広ではなくてあいている屠場で、こっちの屠場というそういう調整はしますよというお答えはいただいていますけれども、今のところ、預託農家の皆さん方からもそういう相談はありませんけれども、町としては、できることは限られたことしかありませんけれども、そういった情報収集も含めて、相談に来た場合については、こういうこともあり得ますよということにしていきたいと思っていますけれども、何せ、これ、ちょっと聞きようによっては冷たい言い方になるかもしれませんが、やはり、預託農家の皆さん方が、みずからがどうしていくのかということ判断をしていかないと、これは行政が、こうしなさい、あしなさいということには、もちろん、ならないということですから、このところは非常に心配もしておりますし、関心も持っているというようなことでございます。

なお、屠場もそのような状況でありますから、いろいろお互いの相対で牛の売買というような、このような話もあるみたいですがけれども、何せ、血統がそのような状況でありますから、いろいろ聞こえてくるところによりますと、安い場合、1頭5,000円だとか、それから、1万円だとか、そのようなことでの売買ということも、動いているよという情報もいただいているところでございます。

せっかく自分の所有になった牛でありますし、これはまさしく、7月、8月分の未収分の見返りといいますか、相殺という形になっていますから、ともかく、預託農家の皆さん方はこの牛をもとにどうするのかと、少しでもそれをもとに収入を得られるような形で判断をしていただきたいと、そう願っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（川上初太郎君） 今、町長からする詳しくお話をいただきました。

いずれにしても、畜産農家が営農を存続し

て足寄町の農業の一端を担うわけですから、何とかJAとも連携をしながら、できる支援をひとつ考えて、応援をしていただきたいと思います。

それでは、次に、2番目の質問に移らせていただきます。医療と介護、保健、福祉の連携について。

来年4月より町内病院の機能分担に着手を行い、本年は、2段階として、地域包括支援センターの機能強化事業を行うと伺っていますが、現時点での状況、見通しについて、あわせて伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 医療と介護、保健、福祉の連携についての御質問ですが、これまでの行政報告等のとおり、平成22年度に町内医療機関における医療機能の分担に向けた合意がされ、我妻病院の入院病床を介護療養型老人保健施設、新型老健へ転換し、明年4月の開設に向けた準備が進んでおります。

現在、入院している患者の方々の在宅復帰を含めた病院間の移動に向け、国保病院と我妻病院との医師、スタッフ間での細かな協議が行われている最中にあります。

本年度における連携システム推進に向けた取り組みについては、第2回定例会での行政報告のとおり、連携システムの中核となる地域包括支援センターの機能強化を進めている最中にあり、現時点においては、町民の皆様へ安心して届けるための情報発信として、医療と介護、保健、福祉の専門情報誌「ASHOROTTE」創刊号を11月末に発行したところであります。

今後においても、年間4回の発行を目指し、町民の皆様へ、各種の介護、福祉関連の専門情報をお届けしていく計画にあります。

また、町内にある公営・民営の各施設が有するさまざまな介護、福祉関連情報を追加して提供する専門ホームページの開設に向け、準備を進めている最中にあります。

さらに、地域包括支援センターを機能強化

した、仮称でありますけれども、ソーシャルワークセンターの平成24年中の開始に向け、福祉課、特別養護老人ホーム、国保病院及び民間介護関連施設等との空床情報共有電算システムや、高齢者等の総合情報共有電算システムの構想がまとまったことから、これら情報共有電算システムの具体的導入開発を行う最終段階にあります。

今後の見通しにつきましては、平成24年度中に、仮称ソーシャルワークセンターを稼働させ、高齢者等の情報共有を現実にしていく予定にあり、センターにおいて町民の方々からのさまざまな相談への対応や、公営・民営の区別を問わずに、特別養護老人ホームや我妻病院の新型老健等の介護施設の総合入所申込窓口として機能させ、一括利用調整を図っていくシステムを確立していく計画にあります。

また、高橋議員の一般質問でも答弁いただきましたが、平成25年度以降にグループホーム等の建設を順次進めていく考えにあります。

今後におきましても、町民の安心を守り、届け、支えていくことで、いつまでも安心して暮らせる町づくりを進めていく所存でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番。

11番（川上初太郎君） 再質問をいたします。

今現在おかれている高齢者で、それから、身体の不自由な方もかなり多くなっている現状の中で、町長が今お話のとおり、これから先に向けて、グループホームも含めてでございますけれども、申し上げておりましたいわゆる地域包括支援センターの機能というものについての今お話がございました。

横文字はちょっと弱いもので、ソーシャルワークセンターという名前になるのかなというふうに思っておりますけれども、先ほどからお話し申し上げている、いわゆる6月の第

2回の定例会の折に特養の施設を増強したらどうでしたかとか、それから、場合によっては、先ほど答弁にありましたように、きのうの高橋君の一般質問の答えの中にあつたように、グループホーム的な住宅を建てる、こういうお話を聞いたところですが、この間、12月10日の道新に載っていたとおり、いわゆる我が町だけではなくて、道内で2万5,000人の入所希望の待機者がいるという状況で、我が町も御多分に漏れず、100名も下回らないだけの希望者がいるという中で、前回、御答弁いただいたことを思い出しますと、いわゆる、私どもが今払っている介護保険にはね返って、施設をつくることによって、前回のことを思うと、9人程度の施設を1個建てるだけで、介護保険料が月額1,000円ぐらいアップになるという痛しかゆしの部分もあって、私は、いたずらに申し上げるつもりはないのですけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、いわゆる高齢者で身体不自由な人、介護者がいないと生活できない人方だけでも救える施設づくりには対応していただいて、安心して暮らせるシステムづくりをしてほしいというのが本当の、たった一つの願いなのです。希望なのです。

前回も話にあつたと思いますけれども、制度上で介護保険にはね返らない施設づくり等も、国、道の指導も受けたいというお話、前回していただいたような記憶がちょっとあるのです。間違っていたら、ごめんなさい。

その辺のことがどうだったのかなということをお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員、新聞報道の記事もお示しいただいて、全道的にも2万5,000人の待機者がいるよということでございます。

特養への入所希望者が、これは我が町もそうですけれども、十勝管内もどこもそうだと。ですから、全般的に言って、施設が少な

いというのは、これは事実だというふうに思っております。

そこで、介護保険の保険料の話もございました。

我が町、ちょっと作業がおくれています。新年度、介護保険料の見直しということでもありますけれども、既に十勝管内の介護保険料の来年4月以降の見通し的なことが、数町村の報道もあります。

我が町も、先日も審議会を開催して、できるだけ早急に取りまとめということでもありますけれども、今現在のところ、これは推定値でありますけれども、やはり我が町も、基準額ですけれども、5,000円を超えるような状況にあります。試算の中では、現状、我が町は3,700円です。ですから、いわば一気に1,300円ぐらい上がってしまうような状況にあるということでもあります。

このところは、これからいろいろ議論していただきますけれども、いろんなことを考えながら、何とか5,000円でとどめたいなど。できれば、5,000円以内にとどまらないかなということでもありますけれども、これは国の動き等々も含めて充分精査をしながら、最終決定をしていかなければならないということでございます。

先ほど議員からお話があつたとおり、これまでの議会の中で、例えば、グループホーム一つ、1ユニット9名でありますけれども、これをつくれば、荒っぽい試算でありますけれども、介護保険料が1,000円ぐらいはね返りますよというお話もしました。

まだうちの場合は施設整備をしていないのに、なぜ1,300円も上がるのということでもありますけれども、これは保険料というのは、介護サービスに提供した費用、これについてはもちろん利用者の負担もいただいているわけでもありますけれども、やっぱり、介護を必要とする方がどんどんふえているということです。ですから、サービスもそれだけ提供しているということですから、これがどんどんふえ続けていって、どうしてもこれは保

険料にはね返ってしまうというような現状だということでございます。

そこで、国も含めて、これは全国的な問題になっていますけれども、では、介護サービスの実際の費用の分析も細かくされているのです。それで、この間、町民に向けての町政懇談会の中でも、このことを中心にしながら説明会も、説明会といいますか町民懇談会も開催をさせていただいたところでありましてけれども、やはり、特養を例にしますけれども、特養に入所をされて介護サービスをする。これもまた荒っぽい話ですけれども、年間1人500万円ぐらいかかってしまうのです。これが自宅で、いろんな大変な問題がありますけれども、在宅介護でいけば費用がぐっと下がるということなのです。

ですから、国も含めて、できるだけ施設入所ではなくて、条件整備をしながら在宅という方針も打ち出しておりますし、今回、この連携システムも、基本は可能であれば、在宅、居宅、これを目指そうということで組み立てをしているということでもあります。

しかし、現状の中で、では、自宅で介護できる条件が整っている御自宅はどれくらいあるのですかということ、これはもう極めて厳しいということでもありますから、そこでいろいろな施策を講じていきたい。ですから、日中はデイサービスをしようとか、いろいろな取り組みをして、もっと言えば、訪問介護、これもさらに充実をしていこう、将来的には24時間、それから、わかりやすい話、往診なんかもしっかりやっていこう、もっと言えば、看護師さんが訪問看護もしようとか、こういう仕組みづくりをしていきたいということで考えております。ある意味、壮大な計画であります。

一番簡単なのは、希望者全員、施設にお預かりをしてサービスをしていくというのが、ある意味、一番簡単なのかもしれない。だけれども、やっぱり、そこには介護費用のことも当然考えていかなければならないということでございます。

この介護保険の仕組み、これは素晴らしい仕組みだというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、負担の関係、保険料との関係もありますから、私は私なりの立場で国に対しても御意見言う機会があれば、その都度申し上げているところがございますけれども、国も今、準備基金の関係も含めて方針をどうしていくのかということも出すのでしようし、これは北海道も含めてですけれども、ここら辺、大きな問題があるのかなという、そんな思いをしております。

私としてみたら、やっぱり、国費なり一般財源を投入しないと、あくまでも受益者負担の原則に立って保険料で賄えというのは、これは、おのずと限界があるのかなと、そのような思いをしているということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（川上初太郎君） 当然のごとく、町長の言うことが当たり前だと私は思うのです。

といいますのは、在宅介護の関係。我々だって、今は親は亡くなっておりませんけれども当然、後継者は親の面倒を見るというか、口幅ったいですけれども、親のお世話をするのは当たり前という時代がずっと続いてまいりました。今日、今置かれている状況というのは、当然、独居老人の方もかなりふえてきているのも現実です。

その中で、後継家族も少ない中で、若い人方が、いわゆる、仕事上、作業上で世話が非常に難しくなっている。先ほど町長が申し上げていたように、いわゆる在宅介護といえども、私どもの家は、段差はあるわ、階段はあるわ、エレベーターがあるわけでもございませぬし、そういった中で、やはり車いす生活をしていく人方だけでも、先ほども触れてしつこいようすけれども、そういう家族でどうしてもみとれない人方だけでも何とか救ってほしいなという思いで、今回も一般質問をさせていただいたところございま

す。

いずれにしても、こういう厳しい時代に入っておりますので、そう簡単に、はい、わかりましたという状況にないことは充分わかります。

ただ、やはり町として、思い切った考え方もお聞きすれば、いわゆる町民の皆さん方もある程度は安心というか納得してもらえるのかなという部分もあります。

今、町長が掲げております連携体制整備に力を注いでいただきまして、少しでも町民に安心して暮らしていただける町づくりに専念をしていただきたいなということを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 先ほどもちょっと言い忘れた部分も含めて、御理解をいただくために少しお話をさせていただきたいのですけれども、やっぱり、この特養の問題も含めて、介護のことも含めて、この間、足寄町の町民の皆さん方、実は、本別のアメニティーにお世話になって、あるいは上土幌、あるいは陸別にということで、これは十勝管内全体の中で我が町だけでということじゃなくて、この間、やっぱり、ベット数が足りないだとかがあって、お互いやりくりをしながら、こういうぐあいにお世話になってきているというようなことであります。

きのうの透析の関係もそうですけれども、今現在、本別に22名くらいお世話になっているのですけれども、これは我が町で整備をしたからその人たちがすぐ開始から同時に足寄町でそういうサービスが受けられるかというと、これはいろいろな問題がありますから。ですから、透析のことで言いますと、やっぱり透析だけをすればいいというものではありませんから、合併症の問題とかいろいろなことがありますから、それは病院の先生方とのこれまでの信頼関係もありますから、そのところはお互い連携を取って、例えば、この患者さん、今まで本別だけでも足寄で

どうだということで、では、受け入れしましょうだとか、こういう本当に調整というのは、絶対に出てきます。

それから、グループホームだとかそういった部分についても、ほかの施設でお世話になっている方々も、足寄でできるなら、何とか足寄で、近いところだという、これは当然だと思っております。

しかし、そういった調整はこれから必要になってきますから、そのためにも、仮称ソーシャルワークセンター、私は町民の皆さんに何でも相談所と言っているのですけれども、ここが果たす役割は極めて大きいものがあるなど。もっと言えば、ここをいかに機能させるかということで、いろいろな関連施設がうまく回っていくことの成功のかぎになるのかなという、そのように思っていますので、ぜひ、その点については御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、11番川上初太郎君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。11時再開といたします。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

引き続き、一般質問を行います。

次に、7番田利正文君。

7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして、大きく分けて二つの点について一般質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、高齢者、障害を持っておられる方、また、病弱な方々が、冬の期間を安心して暮らすことができる思いやりのある除雪と排雪体制をとということで、質問させていただきます。

いよいよ冬本番の時期に入り、3日から4日からの降雪で今期初めての全町的除雪作業が行われました。

冬期間に寄せられる要望の一つに、除雪車が歩道側に寄せていった雪が、個人宅の玄関前、車庫前に置かれることになり、これをよける除雪作業が表記の高齢者などには大変な仕事になるわけです。これを何とかしてほしいというのがあります。特に、今回のような湿った雪が圧雪状態の固まりとなって寄せられたとき、また、降雪後、数日たって氷雪化したものを寄せられたら、剣先スコップでも刺さらず、つるはしで砕いてからでないで除雪することができません。

こうなると、高齢者などの手に負えるものではありません。無論、そうした状況下にあっても、つるはしを使い、こつこつと少しずつ砕いて排雪されている方も実際にいらっしゃることも知っています。

しかし、こうした現実が高齢者の健康維持、体力保持のためによいことだということにはならないと思います。

町長が言われているように、高齢者の方々は、この足寄町を築いてこられた先達であり、我々の大先輩であります。こうした方々に、安心して冬の期間の生活ができるような除排雪の体制が必要だと考えます。

また、足寄町自立プランページ1の3行目に掲げている、自助、共助、公助の精神で、厳しい状況の中であっても、町民と行政が一体となり、今後の足寄の自立した町づくりを行う。同じく2ページ、1、協働の町づくりのところ、役場職員と町民が同じ目線で町づくりを考え、進めることができるよう環境の整備を図ります。この立場でこの問題を考えた場合、町民、自治会、企業、行政が知恵を出し合い、足寄独自の新しい取り組みをつくり出すことも可能だろうと思い、以下の点について町長の所見を伺いたいと思います。

一つ目は、足寄町高齢等、除雪サービスに係る支援事業実施要項。目的、第1条、この要項は、自治体の地域組織（以下、自治体という）が生活環境の厳しい冬期間においても高齢者や障害者が住みなれた家庭や地域において自立した生活を続けることができるよ

う、これらの方々を地域で支えるために実施する活動に対して助成することにより、自治会などの活動の活性化と住民の福祉意識の向上を図ることを目的とする、としています。

この要項を広報などで町民に知らせるとともに、改めて、全自治会、会長に周知徹底することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目は、同じ3条で、自治会などが冬期間、11月から3月まで高齢者や障害者などの地域生活を支援するために実施する除雪サービスに対して、所用の助成を行うとしていますが、除雪だけでなく、排雪も対象にすることにはならないでしょうか。

三つ目は、第4条で、足寄町住民基本台帳に登録されており、身体的に除雪することが困難と思われる町民税非課税世帯で、次に掲げる者とするとなっていますが、高齢者などを収入で区分けすることなく、町民税非課税世帯を削除、もしくは、大幅な緩和措置をとることはできないのか。

四つ目は、以上、二つの改善を行った上で、次年度から冬季シーズン前に、全自治会長あてに改めて案内を出すこと。

五つ目は、町営住宅、例えば、旭町1丁目、西町9丁目、下愛冠などの玄関前通路及び地域の私道、袋小路等の除雪を実施するために、自治会、企業、個人などへの提案、申し入れ、協議、合意、実施体制の確率ということの実現を目指し、行政の側から働きかけをする必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上、五つについて伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 田利議員の一般質問にお答えいたします。

高齢者、障害者、病弱な方々が冬期間を安心して暮らすことができる思いやりのある除排雪体制についての御質問であります。高齢者や身体障害者、病弱な方々等に対する冬期間の生活確保に向けた除雪サービスは、自助、共助の精神による高齢者等除雪サービス

に関わる支援事業として、自治会や近隣住民により除雪支援をいただいております。

また、民生委員による要援護者の実態調査等により把握した支援を必要とする方々について、建設業協会会員によるボランティア協力除雪サービスや、ボランティアの力では範囲を超える町道以外の道路等に対しては、建設課車両室により除雪支援を行っております。

さらに、民間事業者等による有償除雪サービスも行われております。

町で実施している除雪サービスの状況は、平成22年度実績で、16自治会により対象者48人、建設業協会会員により対象者15人、建設課車両室により福祉道路除雪としての対象者27人、地域ボランティアによる対象者2人の合計92名に対して除雪サービス支援の実績状況となっており、平成23年度の状況としても、例年同様の支援内容で取りまとめながら、順次、対応を行っているところでございます。

高齢者等除雪サービスに関わる支援事業実施要項の町民周知及び改めての自治会周知徹底についての御質問であります。平成12年度に当該要項の制定以来、これまでの12年間、要項に基づいて毎年10月下旬に町内全自治会長に対し、除雪サービス支援が必要とされる対象者の報告と、支援を依頼する中で除雪サービス支援を行ってきているところであり、今後においても、町民には十分な周知に努めてまいり所存でございます。

次に、除雪だけではなく排雪も対象とすることにつきましては、現状においても、対象者の住宅事情や降雪状況等を勘案し、ボランティア協力者の状況判断で柔軟な対応がされているものと考えており、ボランティアでの協力支援に対して要項に定めた範囲以上の除雪範囲拡大を求めていくことは、現在のところは考えておりません。

次に、高齢者等を収入で区別することなく、大幅な緩和措置をとることについてでございますが、自助、共助、公助を基本とする

考えの中、自助、共助を求めていく上で、町民の理解を得るためにも一定の判断基準は必要不可欠であるものと考えており、また、除雪支援を希望者町民の生活実態を勘案しながらの除雪支援決定を行っている現状にあることから、町民税非課税世帯基準の削除や大幅な規制措置については、現在のところ考えておりません。

次に、公営住宅の玄関前通路及び地域の私道、袋小路の除雪実施のための働きかけにつきましては、福祉課が除雪サービス支援事業を町内全自治会に対して周知を行っていることから、公営住宅や区域内の私道等の除雪につきましても、町民に周知が図られているものと考えております。

以上の状況を御理解いただきますようお願いを申し上げ、田利議員に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番。

7番（田利正文君） この質問の機会に、たくさんとは言いませんけれども、幾つかの自治体の状況も調べてみました。高齢者等の支援事業実施要項、これはほかの町村にもないいいものだと思います。ただ、今、私が質問したところについて、もう少し改善をできないか、もしくは規制緩和できないかというのが私の率直なところの思いであります。

昨日の一般質問の答弁にも出ていましたが、せっかくいい制度があっても知らされていない。もちろん、行政の側としては知らせているという思いであると思いますが、それが、自治会の会長さん、旭町3、4丁目自治会でいけば2年ごとにかかります。そこら辺、きちっと引き継がれているのかということもありまして、必ずしも行政の側がお知らせしているというおりに伝わっていないのではないかという思いがあります。

それで、広報に載せる、ホームページに載せるというだけではなくて、新しく変わられたであろう自治会長も含めて、全自治会長にこういういい制度がまだ足寄町にはあるのだ

よということをまずしっかりと周知徹底することが必要だというふうに思います。

そのために、もちろん、大変な苦勞が必要なのですけれども、できるのであれば、文書だけでなく電話で確認をするだとか、あるいは、地域ごとに自治会長にお集まりいただくとか、または、担当職員が出かけていってでも自治会に漏れがないようにしっかりと徹底をし、そして、その中で、足寄町高齢者等除雪サービスに係る支援事業実施要項があることを知らしめて趣旨を理解してもらい、意見も伺って協力も求め、あるいは、自治会として実施するに当たり、行政に対する要望もしっかりと把握してくるという体制が必要だと思っています。

もう1点は、雪が少ないときはいいと思います。私の生まれは空知ですから、足寄みたいな状況ではなくて2メートルもの雪が降りましたから、2階の窓から出入りするという状況を経験しています。ですから、そこそこは全く条件が違いますけれども、少しずつ降り積もった雪が圧雪アイスバーンになって、それを除雪車が横によけていくと。それが玄関前、車庫前に置かれると、先ほど言ったとおり、これはもう手に負えないですよ。

これも、私、足寄に来て6年目ですが、改めて再発見したことがあります。足寄の町場にいらっしゃる方が軽トラックを沢山持っていらっしゃるのです。しかも、その中に軽トラックのダンプがあるということも初めて知りました。

この質問をするに当たり、車両センターに伺っているいろいろ相談もしてきました。そうしたら、車両センターの方も言うておりましたが、冬場に雪捨て場に足寄のどこにこれだけ軽トラックがあるのだらうと思うぐらい、雪捨て場に軽トラックで来るというように言うておりました。

今、町長の答弁で、そういうふうにするつもりはないという、多分、答弁だったと思いますが、排雪もそういう意味でぜひ加えてい

ただきたいというのがあります。

まず、その2点について、もう一度、答弁を求めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えいたします。

周知徹底の問題でありますけれども、これは決してしないということではなくて、当然、その時期が来れば先ほども答弁したとおりやっておりますし、それから、定期的に連合自治会の役員会等々もありますから、そういった機会も含めて周知徹底をしていきたいというふうに思いますし、もちろん、広報でもその時期が来れば、そういったことについては周知をしていきたい。これからもそのような形で、さらに強化も考えながらやっていきたいなと思っております。

それから、除雪の関係については、実は、私も具体的にそういった問題的をされたことがあります。特に、地域的に地域でみんなで助け合ってやってよと言っても、なかなか高齢者ばかりで、それすらもままならないのだという、そのようなことも2年ぐらい前に聞いたことがあります。そのときには、近場の農家の方がトラクターでやるのだと。だけれども、全部やったら本当にいつ帰れるのかわからないぐらいあるのだという、そのような厳しい状況もお聞きして、場合によっては、きのうも高橋議員の質問にありました自治会で除雪機などというお話もございました。

そのときにちょっと問題提起といえますか、お話をさせていただいたのは、場合によっては、自治会で除雪機を買って、自治会の中でそういったことをみんなで助け合いながらというのはどうなのだという、そのような話もさせてもらったのですけれども、そのときには先ほど申し上げたとおり、その除雪機すら扱えるようなお年寄りが少なくなってきたのだという、そのような厳しい状況もお聞きをしたわけでありましてけれども。

しかし、そういった場合については、今あ

る中で、地区の民生委員さんなり、あるいは、いろいろな形の中で情報をいただいた中で、最低限の対応はしていているのかな、そのような思いをしております。

ただ、きのうの高橋議員の質問も含めて、もし、きのうのお答えした制度ではちょっと無理でありますけれども、これはまた連合自治会のときにでも担当住民課のほうでちょっとそこら辺のことも相談をさせていただきながら、そういった希望が多く、今も自治会でお願いしている部分もありますけれども、そういったことがあれば、なお、そういった活動につながるよというのであれば、まさしく共助の部分になりますから、そういったことも考えていきたいなと思っております。

一番の理想は、前に除雪ドーザの購入のときにも御質問いただきましたけれども、道路の除雪に行ったときに、もう1台くっついていって、入り口のところは全部よけていくという、こういう体制がとれば一番理想だというふうに私も思っておりますけれども、しかし、これはなかなか現実的には、そうあるべきだなと思っても費用の問題等々含めて、これは現実的にはなかなか厳しいものがあるものですから、これは本当に自立プランをつくったときの基本的な理念、自分でできることは自分でやろうやと。それでできない分については、隣近所助け合いしながら共助で何とかやろうやと。そして、それでも手に負えないという部分については、公的な力も含めてという、これをやっていかないと、もう町としてもたなくなるよという、そういう危機感のもと、自立プランも策定をさせていただいたということがございますので、それは本当に今後の自治会活動を含めて、機会があるたびにいろいろな問題点を協議しながら、いい方向を、何らかの方法を見つけていきたいなど、そういうふうには考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 1点目、2点目につ

いては今言った方向で、ぜひまた今後とも検討していただきたいと思えます。

3点目ですけれども、町民税非課税世帯ということ、この規制を削除もしくは大幅な緩和はできないかという思いですが、なぜそう言うのかということなのですけれども、間もなく私も高齢者の仲間入りするぐらいになってまいりました。私より上の方には多分、多くの方がいらっしゃると思うのですけれども、俗にお上のお世話になりたくない、人の力はかりたくないという方がいらっしゃいます。また、自分でできるうちは自分でやると。なぜなら、地域の人に迷惑をかけたくないからだというふうに思っている方もいらっしゃいます。

私は、旭町3、4丁目自治会におりますが、同じ1班の中で独居高齢者の方がいらっしゃいます。自分の家をはねる前にまずそこに行って雪はねをしてもらうということも何度か経験していますけれども、この私でもきついんです。3軒分やるとなると。軽い雪ならいいですけれども。

たまたま、きのうの新聞を見ましたら、秋田県の三種町というところで、ことしの冬から高齢者等の世帯で自力で除雪が困難だと認めた世帯に対しては、1シーズン20時間までの除雪費を全額補助するという制度を12月の議会で決めたそうであります。これも、これまでは玄関から道路までの除雪を1時間1,070円、多分、シルバー人材センターなどに請負をしていたというふうに思うのですが、30分ほどで終わることも多いので、800円個人負担をしていたそうです。これを、今回、全額個人負担をやめたということでもあります。

もう一つは、同じく秋田県ですけども、由利本条市で30分50円というのをことしの冬からゼロにしたということです。

自宅の玄関前から一番近い道路までを除雪するのに数百円の支払いを高齢者の方がまとめて、数千円のタクシー代をかけて支払いに来たことがあったということが議会で取り上

げられて、それではということで関連条例を改正して、この12月からゼロにするということになったという記事を見たものですから、なおのこと前に町長がおっしゃったとおり足寄をつくってこられた高齢者の方々に尊敬の念を持って接しても、収入で区分けする必要はないのではないのかという思いがありまして、もちろん、自分でやるからいいよと、自治体なり行政の力は要らないという人は別ですけども、そうでないところについては、公平にというのでしょうか、できる範囲でやる必要があるのではないかという思いがあります。

それが一つと、もう一つ、私が足寄に来る前ですから、多分、七、八年前になると思うのですけれども、足寄町でいえば福祉課長という立場にある方がデンマークから来られて、その方の講演を聴いたことがあります。そのときのことで、記憶力が一番悪い私なのですけれども、それでも忘れないことが2点だけあります。

一つは、その方が何と言ったかということ、保育園や老人ホームで待機者がいるなどということは、デンマーク、特に私の自治体ではあり得ませんと言うのです。そういうことがあると行政の怠慢だと言うのです。そう言い切ったのです。それに私はびっくりしたのです。

それから、もう一つは、法律であっても条例であっても、町民のためになるならば、拡大解釈してでも何とかその町民を救ってあげたいというふうに努力すると、それが我々の仕事ですというふうに言い切ったのです。

それが私どもの自治体だけでなく、デンマーク全体での考え方ですというふうに言ったものですから、すごい衝撃を受けました。

だから、そういうことも含めて、例えば、ここで言う町民税非課税世帯というやつを取り払ったらどのぐらいの出費がふえるのかといったら私はわかりませんが、そう意味で取り払ってもいいのではないかという思いがあって、改めて町長の見解をもう一度伺

いたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（堀井昭治君） 足寄町で行われている高齢者等除雪サービスに基準で定めております対象者の範囲ということで、町民税の非課税世帯ということの文言が載っております。

基本としては、こういうことで進めているわけなのですが、町長答弁のとおり、基本的にボランティアですべて行われているということが一つあります。ということは、ボランティアの方々が、その方々の除雪をするに当たり、納得できるような形でないとなかなかボランティアが進まないという現実がございます。

そういったことから、一定の基準を設けているということを理解していただきたいと思えます。

現実的な対応として、すべてこの基準に四角四面どおりやっているかということになるかなと思うのですけれども、そうではなくて、これも町長答弁のとおり、実際に住まわられている方の生活の実態でございますとか、そういったことを考慮しながら、一定程度、基準の枠を超えた部分での運用も当然しているということを御理解いただければと思えます。

先ほども言ったように、やはりボランティアでやっている部分においては、気持ちを大事にしていかなないとこの制度が続かないと私もも思っていますので、その最低基準としてはやっぱり生活弱者の方々に対する支援をよろしく協力願いたいということがなければ続かないというふうに思うのです。

そういうことで、一応、基準として、ひとり暮らしでございますとか、町民税が非課税の方々というふうに文言上うたっているということでございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 後段の部分についてお答えをいたします。

デンマークのお話をされました。私も全くそのような思いをしておりますし、若いころからそういったことも聞いております。

理想は、医療費も含めて、日本じゅうどこにいても公平な医療を受けられる、もっと言えば、無料化が一番理想だというふうに思っておりますし、それから子供の保育料についてだって、これはやっぱり子供というのは家庭の宝であると同時に国の宝だというふうに思っていますから、これだって無償でというのが理想だというふうに思っております。教育だって同じだというふうに思っております。

問題は、今の日本の現状の中でそれが可能なのかということ、これは全くゼロとは申しませんが、これは極めて難しいのだろうというふうに思っています。

すなわち、そういうサービスをすることについてはやっぱり費用がかかるわけでありますから、ですから、デンマークあたりは相当の高福祉・高負担ということであります。

今現在、国でも消費税の問題の議論もされているようでありまして、けれども、やっぱりどうしても直接サービスを受けることによって対価の支払いがなくても、それはもうふだんから高負担をしていて、初めてそういう制度が成り立つのだということだと思っていますので、思いというのは全く同じ思いをしております。

それから、これは私も職員にも機会があるときにはお話する機会もあるのでありますが、やっぱり、いろんな決まり、特に日本は法治国家だと言われているから、もちろん、我々、行政を預かっている身でいけば、法律や条令に違反することはだめだよということでありまして、ただ、職員にも言わせていただいているのは、そういう中でだめと書いていないということは知恵を出し合えば何とかできるということにもつながるのだから、それはその法律の読み方を含めて、現状どういうことが起きているのか、それを何とか解決しなければいけないのだとすれ

ば、法律を読み込んで、ある意味、拡大解釈だと言われるかもしれませんが、そのところはだめと書いていない以上は、どうやったらできるのかという知恵を出し合おうやということも職員にもお話をしているということでございますので、ぜひ、そのようなことも含めて御理解いただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 今の福祉課長の答弁、町長の答弁で、弾力的に応用していただけるというふうにとりたいわけですが、いいですね。

広尾町の同僚の議員に確認しましたら、広尾町の方ではそういう規定があると。あるけれども、福祉課のほうで、この方は大変だからというので、今、福祉課長が言われたように弾力的に応用して、除雪・排雪などを行っているようだという話をしていました。

そのようなことも含めてお願いをしたいと思えます。

5点目に移りたいと思えます。これまでの1から4までについては、今ある制度の活用についての質問でした。5については全く別の質問でありまして、提案でもあります。

昨日、高道議員も触れておりましたが、新しく発行されたASHOROTTEというパンフレットの2ページの9行目に、当町が掲げる、いつまでも安心して暮らし続けられる町をつくっていくために、目の前にある課題への対応だけでなく、5年後、10年後、20年後という将来の足寄の町づくりに向け手を打っていくことが求められています。同じく5ページの徳島県の上勝町の高齢になっても生きがいができると寝たきりが激減し、特別養護老人ホームがなくなったという話、そして、6ページのやり方を変えてみよう。役場組織は町民のためにありますと、この3カ所、本当にその視点は大切だというふうに私も思います。この立場で取り組みを進めることが必要だと痛感しているところであります。

そうした視点から、前定例会でも質問したことなのですが、西町3丁目から8丁目の歩道を冬でも歩きやすくできないだろうかという思いがありまして、あのでここのところを。それで、除雪センターにお邪魔しまして、この5点目のことと絡めて相談をしました。そうしたら、全町の直営でやっている除雪の地図、それから、民間委託しているところの道路路線というのを全部いただきました。それを見て、今の機材、人材で目いっぱい、これ以上は無理ですというお話でした。

それから、もう一つは、私は素人ですから歩きやすいようにということで、歩道をこのくらい残していくのではなくて、逆に踏みつぶしてもらって歩きやすいようにしないだろうかと思ったら、それは無理ですというふうに笑われましたけれども。

そのようなこともありまして、新たな視点で考えていく必要があるのではないかと考えています。

それで、今の機材、人材と限られた中で新たな要望があっても実現できないということが明らかでありますので、ASHOROTTEで町長が述べられている3点、それから、足寄町の自立プランのページ5ページ、協働の町づくりのところの、1、協働の町づくりを推進する理由というところに、多様化する住民のニーズというところで、人的にも財政的にも十分な対応が困難になってきました。このような住民ニーズへ対応するために、住民地域の活力の導入が不可欠となっておりますと書いてあります。

それから、もう一つは、その協働を推進する上での課題として、情報の共有化ということが挙げてあります。これも、行政と町民が同じ目線で町づくりを考え、町民が自発的に自分たちの住む地域や生活課題などを考えることができるように、行政の考え方や情報を、広報やホームページにより、だれにでもわかりやすくお知らせする必要があると。そして、町民の皆様の考え、行政の要望が町政

に充分反映できる仕組みをつくっていくことが必要だというふうに書いてありますが、この二つの観点、非常に大切だというふうに思います。

以上の三つと二つの観点から考えて、例えばということの提案の質問であります。旭町3、4丁目を例にとればということですが、旭町3、4丁目自治会に、A社、B社と例えばある。あるいは、AさんBさんCさんという方が一定の機械を持っておられる。そういう人たちの力をかりて、車両センターがやるところ、それと民間委託しているところ以外のところの袋小路、それから個人の独居老人の方の、あるいは傷害を持った方の玄関から道路までの道を除雪する、あるいは排雪するということができないだろうかということなのです。

例えば、帯広市、札幌、千歳、江別などでは除排雪パートナー制度というのを設けているのでありまして、それによると、小型の除雪機購入補助として、1自治体当たり20万円以内の補助をする。

それから、二つ目は、小型除雪機の借り上げ、1シーズン、1自治体1台4万8,000円以内補助する。それから、パートナーシップ排雪ということで、1キロメートル当たり38万円以内の補助をする。

それから、これなんかは特に旭町3、4丁目当てはまる気がするのですが、町内の空き地を利用するというので、町内の空き地を地主から借り受けて、そこに雪を押しつけておいてもいいというふうになったときに、借り受けた費用の半額、1万円か2万円の範囲ですけれども補助をするという制度があると。

それから、もう一つは、これはちょっと難しいでしょうけれども、排雪ダンプ、ロータリー車の貸し出しを無料でやっているというのです。もちろん、これは運転手つきと、あとドライバーは自分で探すだとかという条件もついていますが、そういったこともやっているそうでありまして。これを即まねし

ろというのではなくて、このことの中からできるところをいいとこどりをしてというのでしょうか、しながら、今言ったように、朝日町3、4丁目自治会だとすれば、A社、B社、C社、あるいは、Aさん、Bさん、Cさんなどの持っている機械力、あるいは、個人で、先ほどボランティアという言葉が出ましたけれども、協力するよとされているマンパワー、人力、それを活かしながら、さらに、ことしの漢字であります絆、絆力というのでしょうか、地域で助け合おうじゃないかというようなことを呼び込んで、そして、旭町3、4丁目なら3、4丁目、このようにすれば、あそこの独居老人の宅も、このところも、雪が降ったらすぐとは言わないとしても、できると。生活が確保できるという体制を自治会単位でつくられないだろうかという思いがあるわけです。

それを、自治会連合会などで提案してばつとできるものではないと思うのです。

それで、もし担当課が福祉課であれば福祉課の担当者、例えば、旭町3丁目であれば私も一緒に入れていただいて、自治会長なり自治会の役員なり、あるいは、Aさん、Bさん、Cさんとか、A社、B社というようなところなんかにも提案をしながら具体化していくと。そして、そのことがどこかの自治会で実現できれば、旭町3、4丁目自治会でこうやってやっているよ、ああいう例っていいですよねということがほかの自治会にも広められるのではないかとこのように思うのです。

そして、そのことがずっと広がれば、なるほど足寄っていいことやっていますよねというふうに、ほかの自治体からも見えるのではないかとこのように思います。そのようなことができないだろうかというふうに思うのです。

スローガン掲げますよね、例えば、幾つになっても、1人になっても安心して暮らせる愛の町を目指すとかとパンフレットにありました。けれども、それをどんないいスローガンを掲げても、実際にやるとなったらなか

なか大変なのです。それは私自身もわかりません。というのは、企業にいてそういう立場に立ったことがありますから、そのことを周知徹底して、なおかつお客さんから、ここで言えば、町民からよくやってくれたねと感謝されるようにするためにはどうするかといったら、かなり難しいですね。100%やって当たり前ですから。さらに120%やって、よくやってくれたというふうになるのだと思うのです。そのようなことも含めて、大変だと思うのです。

それで、たまたま、ちょっと話が飛んでしまっただけで申しわけないのですけれども、大友先生の講演会があったときに、帰りに南の駐車場に車をとめたのです。それで、見たら、スロープのところ、それから、身障者用の駐車場はきれいにはねてあるのですけれども、身障者用の駐車場からスロープまでの間が除雪されていないわけです。だから、車いすで、もちろん、車いすでバスケットをやるような屈強な方なら別ですけども、一般の車いすの方は通れないです。あらっと思ったものですから、改めて13日もう一回見てきました。そうしたら、フクハラ側もだめでした。結果的に使えるのは北のバス停のところの身障者用の駐車場にとめて、国道の歩道に出て、そしてトイレのところまで上がっていかなければ使えないというふうになっていました。

だから、どこがやるのかということもありますけれども、そういったことも含めて、やっぱり高齢者の方が安心して住める、もちろん、高齢者の方が積極的に道の駅に買い物に行くのかと言われたらそれまでですけども、こういったこともやっぱりしっかりやる必要があるという思いがありまして、その5点目のところについて新たな提案をするということで、自治会の方がいわばリーダーシップをとるというのでしょうか、そういうことができないだろうかという思いがあります。

この点について伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

田利議員のお話は、もっともだというふうに思っておりますし、私もいろいろなところで、そのASHOROTTEというところでも発言もしております。

ちょっと乱暴な言い方になるかもしれませんが、これまでのいい時代というのは、住民の皆さん方が行政にいろいろな要望を出す、これは行政の側も、財政基金に一定程度の余裕があったものですから、結構、100%とは言いませんけれども、おこたえをすることができるという状況がずっと一定程度続いていたのだらうというふうに思っております。

それが御案内のとおり、平成16年に全国の自治体すべて、すべからずでありますけれども大幅に一番財源としております地方交付税が思いっきり引き下げられたことによって、これは大変だと、このままでは自治体の経営が成り立たないぞというようなこともあって、また、あわせて合併議論もありました。

そういう中で、我が町も、やっぱり厳しい状況の中で町をなくすなどということにはなりませんから、どうやって自立した町づくりをしていくのかということで、もちろん、総合計画と合わせて自立プランも策定をさせていただいたということでございます。

ですから、これからの町づくりについては、やっぱり、この自立プランの基本的なところでうたっております、何でも行政にお願いするのではなくて、自分たちでできることは何とか自分たちでやろうやと。それから、それでもできないところには、やっぱり地域の力、これは共助でやろうやと、それでもできないところは、行政何とかしろやと、よしわかったよという、この仕組みづくりと言いますか、こういう体制をいかにつくれるのかなど。

また、ことしの3月11日の東日本大震災、やっぱり、いろいろ言われています。議

員もきづなということを言われました。

結局、一番災害に遭ったときに住民の生命・財産を守るために自治体が先頭に立って取り組まなければいけない。しかし、あれだけの災害、行きたくたって現場に行けないという状況が出た。そのときにどういうことが起こったかということ、やっぱり助け合いです。

我が町も、これは本当にモデルだというふうに思っておりますけれども、旭町地区については自主防災組織もできているということです。

ですから、私が望むのは全く異論がないのですけれども、もちろん、この間も行政が何もしていなかったかということ、不十分な部分はたくさんあるかもしれませんが、いろいろな働きかけ、お願い等々もしてきているのですけれども、やっぱりこれは地域の中で議論協議していただいて、そして、おれたちはここまでできるのだと、だけれども、これを完璧なものにするためには行政の力だっ必要なんだよと、これは遠慮しないで、どんどんいろいろな御提言もいただければ一番いい形になっていくのかなと、そのようにずっと思っているところでございます。

ことし、私も改選期でありまして、一番最初に毎月定例的に行政事務推進会議、これは課長等集まっていたいただいて会議をやっているのですけれども、改選後の一番先に言わせていただいたのは、やっぱり、住民との共通認識、そういう意味で、広報・広聴活動ということにやっぱり力を入れていかなければならないということを再認識したよということ、そのことをちょっと念頭に置きながら、当然、担当課だけではなくて、そういったことを意識して今後の行政を進めていきたいと思いますよということ、課長たちにもお願いをしてきたところでございます。

具体的なお話もいただいているわけでありましてけれども、そういった部分、当然、先ほど申し上げたとおり、連合自治会の役員会等々もありますから、そういう中で担当は住

民課でありますけれども、そういうところも含めて、広報・広聴活動、住民にとって何が必要なのか、何かあれば、いつでもどんどん遠慮しないで言ってくれと。場合によっては、こういう会議があるから行政からも出てくれという要請があれば、当然お伺いしますし、もちろん、要請がなければ行かないということではありませんけれども、そのようなことで、ともかく協働の町づくりによって住みやすい足寄の町をつくりたいという考えでございますので、ぜひ、議員にもそこら辺の中心的な役割を担っていただきたいということをお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 町長の答弁していることはよくわかるのです。

協働の町づくりということで、もう一步踏み込む必要があるのではないかという思いがあっしょうがないのですよ。というのは、担当は住民課だと今おっしゃられました。こちらから出向いて行って、今、私が言っみたいに、旭町3、4丁目自治会でいえば、A社、B社のところの担当者に会う、あるいは、機械力を持っている、Aさん、Bさん、Cさんに個人にお会いをする、その上でこういう仕組みをつくりたいのだということで、どうなのでしょうかとということまで、こちらから能動的にということでしょうか働きかけるといことがあってはいいのではないかという思いがあるのです。それができないかという質問なのですけれどもね。

現地で自治体でそういう要望があれば、挙げてくれれば対応するという、何となく待ちの姿勢というように感じたものですから、こういうこともできるよということではできないだろうか。

例えば、この話をいろいろあちこちで質問するに当たって聞きましたら、例えば、西町9町名の町営住宅、高齢者の方がいらっしゃいます。玄関前の通路だけでもすつと通ってくると大して助かるのだけれども

なという要望が何人も寄せられたのですよ。そのことも担当課にお伝えしました。それは無理ですというふうに言われました。今の仕組みの中では無理ですと。だから、もちろん執行者の方でそういうこともやってもいいとして、そういうことができるという仕組みをつくらない限りは無理だということなのだと思いますけれどもね。

そういうことも含めて、一般的に言えば、アパートであれば大家さんが駐車場もきれいにはねる、あるいは自分の玄関前は個人がはねるといけれども、落語の世界で言えば、店子といえども同然と言いますよね。そのような思いがあってもいいのかなという思いがあって、高齢者が入っているというところはつかんでいるわけですから、しかも、独居老人だということもわかっているわけですから、そここのところをもう少し手助けしてあげるといことが、もちろん、除雪センターではできない、それから今頼んでいる民間委託の部分でもできないということですから、それで、さっき言っみたいな方向で、その地域で具体化をしたいというふうに思うのです。

そのようなことができないだろうか。そのためには、だれかが行ってこんなふうにできませんかと。だから、だれだれさんはこういう機械を持っていますよと、だから、この機械はフル稼働してもいいですよと。そのかわり、そうしたら燃料代はどうしますかとなりますよね。燃料代も全部ボランティアでやってくれとはならないと思うのです。そのときに初めて、さっき言っ札幌などのパートナーシップ制度みたいな感じで、町の方として、そうしたら燃料代を半分ぐらい持ちますよだとかというふうになるのかなと、具体的には、そういうところまで話が詰められないかなという思いがあるのです。

そのためには、担当課、担当者というのでしょうか、というところで、本当に動くことができないだろうかということ改めて伺いたいと思います。ちょっとしつこいですがけれ

ども。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 先ほど来からずっとお答えしているとおり、本当にすべてのことを行政ができるのであれば、これにこしたことはないのです。私もそのような思いであります。

ただ、繰り返しになりますけれども、やっぱり、行政がしていく部分でいきますと、費用の問題等々を含めて、人員の問題含めて、おのずと限界があるということも事実だということなのです。

そこで、繰り返しになりますけれども、いろいろな行政も、何もやっていないということではなくて、不十分といえども、一定のサービス体制を整えているということなのです。

そこで、まだ足りない、もうちょっと手をかけなければいけないよというのであれば、私が申し上げているのは、地域でそういうところがあるのだよというのであれば、何も遠慮しないでどんどん、行政の側は一定のことはやっている。100%とは言いませんよ。

ですから、私がお願いしているのはそういうことで、もしあるのだとすれば、ぜひ、いろいろな提案も含めて、ここで、例えば、自分たちでやるんだと、共助で。だけれども機械がないから行政が何とかしろと、仮にそれが一つのきっかけとなって、先ほど申し上げましたけれども、きのうの高橋議員の質問もありました。除雪機、では、その自治会だけに与えればいいかということ、そういうニーズといいますか、そういうことがほかにないのかということも含めて、そういう会議の場で、今、こういうところからこういう提案を受けている。これを前向きに検討したいけれども、ここだけの問題なのですかと。ほかのところも同じことがありませんかという、そういった問いかけもできるわけですね。

ですから、私は、行政の側からいつでも、ある意味、御用聞き的なことでいけるという

のが一番、ある意味いいというふうにも思います。

全国の自治体の中では、こういう町もあるのです。職員をそれぞれ地域担当というのを決めている自治体もあるのです。そういう事例も聞いております。例えば、だれとだれは旭町の担当だよ、だから、特に用事がないときでも定期的に、自治会長さんなり役員さんと連携を密にして、何かあればすぐ行政に反映をさせると、こういう仕組みづくりをしているところもありますし、もっと言えば、ことし開催した町民懇談会の中でも、たしか螺湾地区だったというふうに思いますけれども、その住民の方からもそういったこともどうなのだという問題提起も受けているのも事実であります。

ですから、本当に田利議員の言っていることは十分理解もできますし、ただ、それは行政がやるべきだとか、行政はそれはあなた方がやるべきだとか、そういうことではなくて、何かそういうことでお困りのこと、やっぱり、やるべきことがあるのだとすれば、どんどん情報提起を含めて働きかけ、逆に言えば、提案をお願いしたいということで申し上げますので、ぜひ、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 時間がなくなりましたので先に。

町長が触れられている、上勝町という徳島県の葉っぱ産業のところ。その発想って活かせるのではないかという思いがあって、今の質問をあえてさせてもらったのです。

70代後半、80代の方がパソコンを使って自分の葉っぱがきょう何ぼで売れたかと、売り上げ何ぼあったかということで喜びになって、さらにどんどん元気になっていくという話を町長がしていますけれども、そういう発想をだれがするかということだと思っております。ここだって、町長がみずからそういう葉っぱ産業を起こそうと言ったわけではないと思うのです、恐らく。

そういったことを担うマンパワーというところが必要なのかなというふうに思います。

下愛冠の団地に行っても同じようなことを言われました。家の前、高齢者の方がはねてくれればなと言っていました。ある方に聞くと、この地域ならば、だれがいるし彼がいるから、あそこでこういう機械を持っているよと。それをやってくれと言えはできるよなという話もありました。その話も私は聞きましたから、だったら、それをだれかまとめる人がいれば、どういう条件ならやってもらえますかということになるのかなと思ったものですから、そのようなことも含めて、だれかがやっぱり声かけをするといえますか、呼び込みをするというか、しなければ進まないのかなというふうに思ったものですから、それで、担当課の方と、町長に言われれば、私も含めてというふうに思いましたけれども、そのようなことがありました。

2点目に入ります。

環太平洋連携協定、TPPに反対する立場で、TPPの内容を町民に啓発するため、広報による特集記事の掲載をという質問であります。

6日に採択されたTPP交渉参加に向けた関係国との協議開始に関する要望意見書でも明らかのように、TPPは、日本の食を破壊、命のさたも金次第の自由診療を拡大し、経済不況も深刻化させます。

例えばということで挙げてありますが、時は20××年。TPPに参加をしてしまった近未来の日本のやりとりであります。

ある食堂で、店員、「何になさいますか。」、お客、「焼き魚定食お願いします。」、店員、「御飯はどうします。アジア米は1杯50円、アメリカ米なら100円ですが。」「お客「日本のお米はないの。」、店員、「最近、あまりつくっていないのですよ。1日20杯限定で1杯400円でお出ししています。」、お客、「それならば、給料日前だからアジア米で我慢するか。』。

また、ある病院で、医者、「がんです

ね。」、患者、「どれぐらいもちますか。」、医者、「手術次第ですね。100万円コースだと半年、300万円コースだと1年はもちますよ。」、患者、「健康保険の範囲でお願いするとどうなりますか。」、医者、「間もなく御臨終ですね。」、患者、「アメリカのABC保険に入っておけばよかった。』。

あるテレビの討論番組で、司会者、「日本は一向に経済不況から抜け出せません。先生はTPPに参加したら必ず経済はよくなるとおっしゃっていましたが。」、御用学者、「もっと輸出が伸びると思ったのですがね。企業の努力が足りないのですよ。私のせいではありません。』というような日本にさせないために、他市町が行っているように、TPPのことにについてわかりやすく解説した特集を広報に載せて、一般町民にTPPの内容について知らせる必要があるのではないかというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） TPP環太平洋連携協定に関する広報誌の特集記事の掲載についての御質問ですが、私としては、TPP交渉参加については本町の基幹産業である農林業、ひいては、地域経済や住民生活をも脅かすものと危惧しており、反対であることを機会あるたびにお話をさせていただいております。

町議会においても、12月6日にTPP協定交渉参加に向けた関係国との協議開始に関する要望意見書を採択をされました。

マスコミ等においては、毎日のように、メリット・デメリットや、賛否両論が報じられております。

国から具体的な交渉内容が示されず、TPPが地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて、十分な情報提供がなされていないところでございます。

町としては、これまで、関係機関、団体等と連携し、懸垂幕や、のぼり、ポスター等の掲示、チラシの配布、署名などを取り組み、

ＴＰＰやその影響について啓発を行ってきました。

町広報誌の役割としましては、広く町民に公平で正確な情報をお伝えしていくことと考えております。

今後につきましては、ＴＰＰの協議結果や国等の状況を見せ、町としての対応等について状況に応じてお知らせしていくことを検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 川上議員の質問でも、町長の立場は明確だというのはわかっておりますので、一つだけ発言をしたいと思っております。

それは、世論調査が半分半分、賛成が多いとかいろいろ言われたりしてはいますが、世論調査が必ずしも正しいとは言えないということもあると思います。

例えば、10年前とは言わないでも2年前でも結構です。原発被害で大変な目に遭っている福島で、原発が必要でしょうかという例えばアンケートをとったとしたら、どうなったでしょうか。今ならば、原発は要らないと思うと思います。だけれども、2年前、10年前ならば原発は安全だというふうにずっと思われてきたわけですから、当然、いいアンケートの回答が来ますよね。そういう世論調査の結果があるのだと思います。

それと、もう一つは、マスコミやテレビや新聞といった方がいいのでしょうか、その報道が必ずしも正しいとは限らないということもあると思います。

これまで原発は絶対に安全だと言われてきました。私も含めて、多分、細かいことはわからないで、そうなのだと思ってきたと思います。私はいまだに忘れません。テレビ、新聞等で、北電の宣伝で、北電はプルスーマルをやりますと男性の評論家の方が言っていました。CO₂は出しませんと。そのプルスーマルの方がよっぽど危険だということが今回

わかりましたけれども、そういったことがずっと公然とやられてきたわけですから、必ずしもマスコミの報道が正しいとは言えないと思います。

そのことも含めて、農業技術センターのホームページでしょうか、そこで詳しくＴＰＰ問題を取り扱っています。

それから、これは帯広市の広報おびひろですけれども、このようなものも取り上げたのですね、特集を組んで。

ですから、農民、漁民、林業労働者だけではなくて、一般の消費者の方が、安いものが入ってくるからいいのではないかという思いがあると思うのです。そこが違うのだというところを、やっぱりわかってもらわなければだめだと思うのです。

そういう意味で、正確なというか、今わかる範囲での情報をしっかり町民の皆さんに知らしめるというのでしょうか、啓発する必要があるのだというふうに思うのです。

そのことによって、政府のＴＰＰ協議の参加の足をとめるということになるのだと思うのです。そういう意味で、町議会や町長が反対を表明しているだけではなくて、町民、いわばオール足寄でＴＰＰには反対だよということが理解と納得された上で、そういう世論が町内の中で高まるという必要があると思うのです。

そういった意味で、広報にぜひ載せることを検討していただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答えをしたとおり、これは大事な問題ですから、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、本当に、しっかりとした情報、確信的なものはいまだに国から出てきていないのです。医療の自由診療の問題だって、そんなことなりっこないだとか、私は、本当に今の国民皆保険制度が、これが、がたがたになるのではないかとこのように、私はそういう危

惧をしているのですけれども、これが間違いないよということが、どのようなことは交渉外だみたいなことを言う人もいます。

実は、10月でしたか全道の首長たちが集まったの政策懇談会という会議を毎年1回持っているのですけれども、実は、そこに皆さんも御存じのテレビで有名な田原総一郎さんが実は講演者で来ました。全首長、怒り心頭の講演内容でありました。地域の実態等々含めて心配していることを質問しても、あなたは何を言っているんだと、日本だけ置いていかれてそれでいいのかとこういう論調で、ともかく聞く耳持たずみたいな感じで、彼は恐らく推進論者なのだろうなというふうに思っていますけれども。

だから、少なくとも、皆さん方がいろんな心配やら疑問を持っているというふうに思うのですけれども、それに対して政府も含めて、ともかく交渉に参加をするだけなのだみたいな言い方をしますね。現実の新聞では、予備交渉にすら日本は入られないということのようであります。そういう報道もありました。

そのような状況も含めて、具体的に検討しますと言って、具体的にどうでは町民の皆さん方にお知らせしていくのかというのは、これはまた憶測でどうなるかというような思いもありますし、議員は現状わかる範囲でというお話でございましたけれども、そこら辺も含めてじっくりと検討させていただいて、私は本当に大事なことですから、表面上だけの世論調査、開国なのだななんて言ったら、いいことではないのと思ってしまいますよね。

ですから、そこら辺を含めて、充分検討をさせていただいて、対応していきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 十勝町村議長会主催の議員研修会で、飛田JA前副会長、幕別の組合長が、TPP反対の講演をされました。その中で印象に残っている点が三つありま

す。

1つは、なぜ、我々農業者が声を上げなければならないのかという1点を言っていました。それから、もう一つは、巨大なアメリカの農業者団体が日本のTPP参加を求めているという話。三つ目が、日本がアメリカの軍門になぜ下らなければならないのかという話をしておりました。

全くそのとおりだなと思いました。飛田さんが言われた点が本当に大事だというふうに思いますので、どういうふうに載せるのかというのはもちろん業者の側でそんなに簡単にいかないでしょうけれども、なるべく正確で、なおかつ農業者だけではなくて、一般町民の方々に被害が及ぶのだと、足寄町に大変な被害が被るのだということがわかるような内容を正確な情報を捕まえた上、ぜひ、掲載してほしいということを述べて、発言を終わります。

ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これにて、7番田利正文君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

時間となりましたので、ここで暫時休憩をいたします。昼食のため、1時まで休憩をいたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議案第98号～

議案第103号

議長（吉田敏男君） 日程第2 議案第98号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件から、日程第7 議案第103号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）までの6件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第98号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第10号）から、議案第103号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第98号平成23年度足寄町一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,234万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億5,059万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。16ページをお願いします。

16ページ、第2款総務費第1項総務管理費第2目基金積立金におきまして、財政調整基金積立金といたしまして、4,800万1,000円を計上いたしました。

この間、いただきました寄附金と、今回の補正予算の財源調整による積み立てでございます。

次に、第14目企画振興費におきまして、行政報告で申し上げました生活交通路線維持対策事業費補助金といたしまして、357万5,000円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

22ページ、第3款民生費第2項老人福祉費第7目地域支援事業費におきまして、地域包括支援センター機能強化事業の中で、業務補助賃金、印刷製本費、ハードウェア、サーバーなどの減額、総合相談対応情報管理システムソフトウェア開発業務、パソコン一式などの計上を行い、予算の組みかえを行っております。

次に、第3項児童福祉費第1目児童福祉総務費におきまして、子ども手当特別措置法対応システム改修業務といたしまして、226万6,000円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。26ページ、第6款農林水産業費第1項農業費第5目農地費におきまして、農業用施設補修工事といたしまして、129万9,000円計上いたしました。

30ページをお願いいたします。30ページ、第8款土木費第1項土木管理費第2目地籍調査費におきまして、白糸地区の一部の地籍測量を次年度に先送りしたことに伴い、地籍測量業務といたしまして、777万3,000円を減額をいたしました。

32ページをお願いいたします。32ページ、第8款土木費第5項都市計画費第2目土地地区画整理費におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計繰出金といたしまして、1,199万7,000円を減額をいたしました。

34ページをお願いいたします。34ページ、第9款消防費第1項消防費第1目消防施設費におきまして、池北三町行政事務組合消防負担金といたしまして、2,063万9,000円を減額いたしました。

次に、36ページから41ページにかけて、第10款の教育費第2項小学校費第3項中学校費、38ページの第4項社会教育費、40ページの第5項保健体育費におきまして、灯油等の燃料単価が値上がりしていますことから、小学校、中学校、生涯学習館、温水プール、給食センターの燃料費をそれぞれ計上いたしました。

40ページの下段になりますが、第11項災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費第2目道路橋梁災害復旧費第15節工事請負費におきまして、茂喜登牛橋、これは茂喜登牛芽登線でございますけれども、災害復旧工事といたしまして、4,990万7,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。8ページへお戻りください。

8ページ、第1款町税第1項町民税第2目法人におきまして、現年課税分といたしまし

て、938万2,000円を減額いたしました。

8ページから11ページにかけて、第14款国庫支出金第15款道支出金におきまして、それぞれの事業費見合いの負担金、補助金等を計上並びに減額をいたしております。

12ページをお願いいたします。12ページ、第16款財産収入におきまして、生産物売り払い収入といたしまして、926万5,000円を計上いたしました。

第17款寄附金におきまして、この間いただきました寄附金をそれぞれ計上いたしました。

14ページをお願いいたします。14ページ、第21款町債におきまして、道路・橋梁災害復旧事業債といたしまして、990万円を計上いたしました。

以上が、歳入の主な事項でございます。4ページへお戻りください。

4ページにおきまして、第2表地方債補正変更2件をお願いしてございます。

以上で、平成23年度足寄町一般会計補正予算(第10号)についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。43ページをお願いいたします。

43ページ、議案第99号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,129万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,037万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。52ページをお願いいたします。

52ページ、第2款保険給付費第1項療養諸費第2目退職被保険者等療養給付費におきまして、療養給付費負担金といたしまして928万9,000円を計上いたしました。

第2項高額療養費第2目退職被保険者等高

額療養費におきまして、高額療養給付費負担金といたしまして、206万1,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。48ページにお戻りください。

48ページ、第2款国庫支出金におきまして、療養給付費等国庫負担金といたしまして、2,097万2,000円を計上いたしました。

第8款繰入金におきまして、財政安定化支援事業繰入金といたしまして、298万1,000円を減額いたしました。

50ページをお願いいたします。50ページ、第8款繰入金におきまして、保険給付費支払準備基金繰入金といたしまして768万9,000円を減額いたしました。

次に、59ページをお願いいたします。59ページ、議案第100号平成23年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,453万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものにつきましては、制度改正に伴います介護保険システム改修業務に関わる予算を計上いたしました。

次に、69ページをお願いいたします。69ページ、議案第101号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ620万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,986万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。76ページをお願いいたします。

76ページ、第2款事業費の第13節委託料におきまして、調査設計業務等といたしまして合計で478万8,000円を減額いたしました。

第15節工事請負費におきまして、中央通り整備工事といたしまして、141万8,000円を減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。74ページへお戻りください。

74ページ第3款保留地処分金といたしまして、560万5,000円を計上いたしました。

第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして、1,199万7,000円を減額いたしました。

次に、79ページをお願いいたします。79ページ、議案第102号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,329万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、燃料単価の値上げによります燃料費の計上、流動食の単価増などによります賄材料費の計上のほか、事業の執行残による減額となっております。

次に、企業関係について御説明を申し上げます。87ページをお願いいたします。87ページ、議案第103号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)について、御説明を申し上げます。

資本的支出の総額から、資本的支出額50万4,000円を減額し、資本的支出の総額を1億1,621万3,000円とするものでございます。

第2条におきまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を4,755万3,000円から4,704万9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を263万9,000円から261万5,000円に、建設改良積立金を966万1,000円から918万1,000円にそれぞれ減額するものでございます。

補正の内容につきましては、支出におきま

して下愛冠川砂防事業に伴う水道管敷設替え調査設計業務に関わる委託料の計上、配水管敷設替え工事に伴う工事請負費の減額でございます。

以上で、議案第98号平成23年度足寄町一般会計補正予算(第10号)から議案第103号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)までの提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第98号平成23年度足寄町一般会計補正予算(第10号)の件の質疑を行います。

16ページをお開きください。歳出から始めます。款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

9番(井脇昌美君) 次に、20ページ、民生費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 次に、24ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 26ページ、第5款労働費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

9番。

9番(井脇昌美) ページ数で言いますと、28ページの農林水産業費の林業振興費に属するのですけれども、経済課長にお聞きをしたいと思います。

ここで、補正が少額ですけれども6万7,000円発生しているのですけれども、森林保護事業で。

それで、総額で1億2,700万円ほど補正の6万7,000円を含めて、恐らく、野鼠駆除というふうに書いていますけれども、

野鼠の駆除費は数十万円で済むはずなので、こんなにはもうかかりませんから。

ですから、ここの総額として載っている森林保護事業の内訳をちょっと示していただければありがたいのですけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、済課長。

経済課長（櫻井光雄君） 第6款の林業振興費ですけれども、これは、すべての林業振興費が入って1億2,600万円という形になっております。

今回、補正をさせていただきます森林保護事業補助金でございますけれども、当初は1,800ヘクタール分でございますして、90万円の当初予算に対しまして、今回6万7,000円を追加補正をさせていただきますということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） わかりました。100万円弱の金額で野鼠駆除を支払われているということで、1,800ヘクタール主として町有林に野鼠の駆除を実行したということですね。

緑資源機構から言えば、水源涵養林にはこれに属していますか、属していませんか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（櫻井光雄君） 今回、補正をさせていただきますいておりますのは、あくまでも民有林でございますして、水源林を含む町有林の部分については含まれておりません。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） ということは、これは当然、地域の町の森林組合さんと連携を図り、いわば、ヘリをチャーターして実行したということですね。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（櫻井光雄君） 申しのとおりでございます。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） これは前にも私、この場で同じようなこととお話しした経過はあるのですけれども、この駆除の散布した実行

時期はいつごろされましたでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（櫻井光雄君） 10月ごろと記憶しております。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） もちろん、おぼろでいいんです。おぼろいう言い方はおかしいのですけれども、聞いておぼろでいいという言い方はおかしいのですけれども、10月ごろ、できれば、何でもいいのですけれども、これは九州大学さんの演習林の長年の検証の結果、積雪前に野草の駆除の薬をまくと一番効果があるというデータが出ていますから、極力10月が、ヘリそのものの、大体、管内の実行時期があるはずで、足寄だけ飛んでくることないわけですから、できれば、一番最後に時期をおくらせて、極力、根雪ということは非常に判断が難しいのですけれども、積雪前という、これ自体も難しいのですけれども、やはり11月に入るのかなど。山の部分は雪が早いですから。そのようなことで実行を今後していただきたいと思えます。

適切な、本当に、守りの弱い経済課長だということはないです。なかなか立派な答えをありがとうございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（吉田敏男君） 次に、28ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（吉田敏男君） 次に、30ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（吉田敏男君） 次に、34ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

10番。

10番（後藤次雄君） 消防費の中で、負担金が2,063万9,000円という大幅な減額になっているわけですけれども、これはどういう理由でこうなったのか、ちょっとその辺お聞かせ願います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

消防費の減額の件でありますけれども、数字的には2,000万円ということで多額な金額になっておりまして、内訳はほとんどが人件費でございます。

実は、今年度、消防職員3名の、当初、欠員になっておりました。1名については、足寄消防署から行政組合に派遣で1名が減ったということと、昨年末に1人救急救命士が退職をいたしました。さらに、今年度に入って1名、合わせて3名が欠員になったということでもありますけれども、消防署の1名については補充ができております。救急救命士の2名については、2回ほど募集をかけたのですが、いづれもゼロといいますが、募集に応募がなかったということで、それでいろいろ検討した結果、来年度採用で今現実には専門学校等々の学校に行かれています、そういった現役の方を採用するというので、また募集を改めてやった結果、数名の方が募集があつて、試験採用の結果、2名の内定をしているところであります。

ただ、学校を卒業して救急救命士の国家試験を通らないと採用できないということになりますので、来年の5月からということで内定を出しているところであります。

そういったことで、人件費等々の共済費、手当等々で約1,400万円の減額になっているということと、22年度の決算繰越が500万円ほど出ておりますので、そういった部分を累計して約で悪いのですけれども約2,000万円の減額という形になりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他に、消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（吉田敏男君） 次に、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（吉田敏男君） 次に、40ページ、第11款災害復旧費、質疑はございませんか。

1番。

1番（高橋秀樹君） この災害4,990万円なのですけれども、局地激甚災害の指定は受けられたのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（南岡雄二君） この関係につきましては、以前にも行政報告をさせていただきながら、11月に入りまして、14日は現地調査でございます。それから15日でございますが、災害認定にかかわる調書等の検査等を受け、公共債ということで認定を受けてございます。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 公共債であれば、補助率というか、それはどのぐらいのあれになっていますか。ちょっとお伺ひいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（南岡雄二君） 80%でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（吉田敏男君） 歳出総括ございませんか。

7番。

7番（田利正文君） 33ページなのですけれども、ここに当たるのかどうかもちっと自信がないのですが、公園管理業務がマイナスになっていまして、キャンプ場等管理業務、それから清掃業務です。

オンネトーに行くところの湯の滝の駐車場のトイレ、バイオマストイレでしょうか、あのトイレが、使用方法がわからなくて、観光客の方が、多分、外国人の方も多いと思うのですけれども、トイレの上に上がって使うのです。それで、汚れてひどいのだそうなのですが、私も見てきましたけれども、あれは

逆にぐるっと回ってお座りするトイレなのです。それをわからなくて、そのままふたの上へ上がって用を足すというふうになっているのだそうです。

それで、なかなか清掃が追いつかないようなのですけれども、その辺の対応というのは大丈夫なのかなというのがありまして、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時32分 再開

議長（吉田敏男君） それでは、質疑を続けます。

歳出の総括ということでございます。ございませんか。

8番。

8番（熊澤芳潔君） 総括で3点ほどお聞きをいたします。

まず、16ページの交通安全対策費に関連しまして、交通安全の活動についてお伺いをいたします。

北海道の交通事故につきましては、ことしはワーストワンを解消できるということを新聞報道で知りました。

ただ、事故の中で自転車の事故が2割を占めると。また、それに関連して高齢者の関係の事故もふえているということでございますけれども、自転車走行に関するところについてお聞きをします。

平成20年6月1日から実施されている自転車の新交通ルールが実施されているわけでございますけれども、足寄町として、どのような啓発なり指導を行っているのかをお聞きします。

もちろん、外部団体で女性ドライバーの会だとかライオンズクラブだとか、またロータリークラブ、また各企業さんとの外部の団体の啓発指導が行われていますけれども、行政としての指導はどういう形で行われているのか。

それと、もう1点、自転車利用中の交通違

反者にイエローカードを交付して指導警告をしているということもございました。

その内容についても、まず、お伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（西東文雄君） ただいま交通安全対策ということで、自転車に対する安全の啓発をどのようにやっているかということと、イエローカードはどういうものかという御質問だと思います。

それで、イエローカードについてですが、イエローカードにつきましては、足寄町で取り組んでいるものではないというふうに聞いております。これにつきましては、本別警察署の方で取り組んでいる事業で、自転車利用者に対する無灯火ですとか二人乗り、これに対してイエローカードというものを出して警告をしているというようなことらしいです。

ということで、ちょっとこちらのほう、本別警察署の取り組みなものですから、それ以上詳しいことは今ここでわかりませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、自転車に対する安全の啓発ということでございますが、主に今までやってきたのが自動車に対する交通安全の啓発・啓蒙ということが主で、特に自転車に特定をした啓蒙・啓発というのは今まで取り上げてきてはいませんが、御報告をさせていただければ、小学校、中学校の児童生徒に対する交通安全の講話ですとか、実技指導、これに取り組んでできております。

一般町民に対しての部分までということになると、先ほど申したように、特に自転車に対する啓発・啓蒙というのは今まで特に取り組んではいないというような状況であります。

以上です。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。最近、自転車に関しての交通事故、関連の交通事故に対して非常に国全体がそういったものを取り上げられまして、中には自転車に関連

する事故で最近ですけれども、実刑が出たということもございますし、そういった意味では、町としても自転車に関する講話、我々、車を持っている方については免許を取るときだとか講習関係で受けるのですけれども、自転車に関して直接交通ルールを守ってもらうような講演だとか、そういった指導というのはなかなかできていないのかなという気がしますので、そういった意味では、行政としてもやはり、足寄町の町づくりの中の一環として、やはり自転車に関する交通事故のないような形で、やはり啓発等も行うべきでないのかなということで、できればそういうことをやっていただけないものかなということで、質問とします。いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（西東文雄君） これからの取り組みをできないかという御質問だと思いますが、自転車の事故につきましては、本別警察署のほうからも改正を受けてということではないのですが、今までも運転マナーについては指導をしていただきたいというような依頼、推進について依頼がいろいろありましたので、今後も自動車だけではなくて、その中に自転車についてのそういった事故防止についての啓蒙・啓発というような内容も取り入れた活動をできるだけ取り組んでいくようにしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。ぜひ、自転車もだんだん高齢者の方も乗っていることも見ますし、必ずしも交通ルールに基づいていないような走行がございますので、歩道の上を自転車が走るとか、そういったことがございますので、ぜひ、何らかの形で進めていただきたいと思います。

それから、国道に接する交差点の信号機の関係でございますけれども、これもかねてからお寺から下がってきて、サツドラ横、その信号機については、以前からそういった要望があったかと思っておりますけれども、私も今

回、拡幅工事の関係でつくのかなというふうに思ったのですけれども、依然として、なかなか。以前は予算の関係でということもございましたけれども、他町村を見ても、国道に関して信号機がついていない、多く交差する点で信号機がないというところは、この3町、本別あたりは全部国道に接するところは信号機がついているのかなというふうに思っておりますので、北区あたりは信号機がずっとないよと。

それから、東通りもずっと交通道路が整備されまして、幅広い車の交差があるのかなという気がしますので、ぜひ、信号機設置については強く要望していただきまして、交通事故のないような、なるようなことのないように要望しておきたいと思っておりますけれども、お聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（西東文雄君） 国道と町道の交差点の信号機の設置という御質問であります。信号機の設置につきましては、交通安全の関連する団体ですとかといろいろ協議を経て要望をした経緯があります。

それで、再三の要望は行っているのですが、設置主体が町ではなくて、御存じのとおり道の公安委員会が設置するというので、現在まだ設置されていないというような状況です。

交差点の信号機の設置が必要だということで、今後も継続して要望を行っていきたくて考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） 死亡事故が起きてからつけるというようなことが見られますので、その前に、ぜひ、強く要望していただきたいというふうに思います。

次に行きます。よろしいですか。

次に、同じ16ページの企画振興費の関係でお伺いします。

生活交通路線推進対策事業費補助金ということが挙げられておりますけれども、このこ

とにつきましては、総務委員会に提出していただきまして、一定の議論が重なりまして、357万5,000円の関係につきましては理解をするわけでございますけれども、今後、毎年負担が、これからいきますとふえる可能性が大きいのかなという気がいたします。

ただ、高齢者が増す中で、バスは地域の足として絶対これは必要なことだと思いますので、そういった中で、各町村、お互い利用の促進努力だとか、運行のあり方も含めて、こういった負担を伴うことよっての対策だとかがなされるのかどうか。

また、利用促進のためのPR等はどのような形で行われているのか。

また、一部高齢者の利用者から、時間、また距離の関係があって、トイレの関係で非常に大変だということも聞きますけれども、これらについて3点ほど伺います。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） ふるさと銀河線代替バス対策の関係でございますけれども、行政報告の中でも申し上げておりますとおり、運行がふるさと銀河線が廃止になった後、沿線自治体との協議の中で、ふるさと銀河線のダイヤと同じような形で運行していくということで、今運行がされております。

それで、行政報告の中でも報告しておりますけれども、平日は往復で9便、それから、土曜、日曜、祝日については往復で7便というような形で、なるべく住民の方たちに銀河線があったときと同じような形で、不便にならないようにというような形で運行をさせていただいております。

それで、運行に対する協議でございますけれども、沿線自治体でブロック会議というのをつくってございまして、その中で運行の状況ですとか、それから、運行の今後の体制についても協議を図っているところでございます。

それから、行政報告の中でも申し上げておりますけれども、本町においても、なるべく

利用促進をとというようなことで、通学定期の運賃差額の補助ですとか、そういう補助をやっておりますし、沿線においても同じような形で補助をしているということで、それぞれの町で利用の促進を図っていこうということで進めておりますし、先ほど言いましたブロック会議でも、そういう利用促進を図っていこうということでの協議もされております。

それから、ダイヤについては先ほど言いましたように、平日については9便、それから、土日祝日については7便ということで、現状でいきますと、銀河線があったときと同じような形でバスを走らせているという形になっております。

停留所が前は駅しかございませんでしたけれども、今、停留所というのが国道沿いに何カ所かありますので、そういった意味では、自分の家からそんなに歩かなくてもバスの停留所まで行けて、そこからバスに乗れるというような形で、そういった部分では少し利便性はあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。

今回この中身を見まして、当然、赤字補てんのための負担が、国、道、それから、地元自治体、さらに、今回は平均乗車率が5人以下の場合の負担も伴ったということございまして、最低でも各自治体で平均乗車率5人以上の乗車目標も立てながら、何とか負担の少ない形でできないものかということも必要かと思っておりますけれども、鉄道の関係のときは確かに、職員も含めて一般の方もそれぞれ出張等については乗車をいただきながら努力をしていたという経過もありますけれども、今回バスになりまして、確かに時間等の関係もありまして、そういったことも難しいのかなという気がいたしますけれども。

そういったこと以外に、これから、例えば、方法としてはそれぞれ各町村でいろいろ

なイベントがございますよね。そういったイベントを通じて、それぞれ多くの皆さんにPRも含めて乗っていただくような、そういったことも一つには考えられるのかなという気がいたしますし、そういったことを含めて、何としても5人以上の乗車率向上に努めていくという方法もお互い各町村で何とか方法論を議論していく必要があるのかなという気がいたしますし、これは、先ほど町長が言っていました自助・共助・公助ということの大きな意味での各町村のお互いの協力が必要なのかなという気がいたしますので、そういったことも含めて、再度、努力をしていただきたいということでお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 銀河線の列車のときには、4人で一緒に乗ったらそれに対する補助だとか、それから、イベント列車を仕立ててといたしますか、でお客さんをふやしたりだとか、そういうような形で利用者をふやすというようなことも行っていたわけなのですが、今回バスになって、路線バスということになっているものですから、例えば、イベントをやって多くの人たちに乗ってもらおうとすると、路線バスの中ではなかなか難しく、別な借り上げバスというのか、そういうような形になってしまうものですから、イベントをやって、この路線バスに乗ってきただけの分については、多くの方に乗ってきただけであれば平均乗車率というか、お客さんがふえたよということになるのですが、別に車を仕立ててというような形で借り上げバスみたいな形にしますと、それは全く別なものになってしまうというようなことで、なかなか現状今走っている路線バスに皆さんが乗っていただくというのがやっぱり利用者をふやすという形になるものですから、なかなか難しい部分というのがございます。

ただ、議員もおっしゃられていましたけれども、やはり高齢者の方だとか、自分で運転できない方にとっては唯一の足でありますし、唯一の公共交通機関でありますから、そ

ういった部分では、なるべく多く利用していただいて、長くこのバスが運行していけるように、安定的に運転していけるようなことを今後も検討していかなければならないと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。いずれにしても、難しいのかなという気がいたしますけれども、とにかく負担を考えたら5人以上何とか平均乗車率になるような形で努力をしていただきたいということで要望しまして、お伺いいたします。

続きまして、もう1点でございますけれども、40ページの学校給食費の関連で、このたび、東日本大震災によりまして原発事故による放射性セシウムの問題が言われています。

放射線の影響を受けやすい乳幼児を抱える母親から不安が広がっておりますけれども、北海道といえども、帯広で牛肉店が2カ所、放射線セシウムを含む稲わらを食べた食肉が出荷されたとか、また、このたび、御承知のように、粉ミルクがセシウムの検出がされたとか、ちょっと難しい話になりますけれども、米国大学宇宙研究協会OSREAや東京大学の国際チームが発表した、北海道もセシウムの沈着した可能性が示されるなど、町民にとっては不安を余儀なくされていることでございますけれども、さらに、国も放射線物質の濃度に関する基準見直しを進めていることなど、早急に自治体としては対策をする必要があるのだと思いますけれども、1点目の質問でございますけれども、給食食材の放射線検査についての質問でありますけれども、足寄町給食センターにおける道外産の野菜の購入割合について、どのようになっているのか。もし、調べているとすれば、お伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

平成22年度の野菜の購入実績であります
が、納入の際に判明できる内訳の割合としま
して、今、品目を申し上げますが、キャベ
ツ、白菜、長ねぎ、キュウリ、玉ねぎ、大
根、にんじん、ジャガイモ、それらの合計
で、地元産につきましては31%程度、それ
から、十勝管内の近隣産と言われるものにつ
きましては11%、他の道内産につきまして
は29%になりまして、残り道外産につきま
しては29%となっております。

以上、答弁といたします。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。

それと、二つ目の質問ですけれども、放射
検査機の関係でございますけれども、放射能
物質測定機器の導入経費については、どのよ
うになっているのかをお伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたしま
す。

放射の検査機器の導入においては、北海道
の道内の市町村では補助対象にはなっており
ません。

したがって、すべて一般財源でありま
して、機器の導入経費につきましては、30
0万円前後が想定されております。

以上、答弁といたします。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） 放射性物質の関係に
ついて、給食センターで購入している食品に
ついて、どのように考えておられるかをお願
いいたします。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたしま
す。

学校給食で使用している食品につきま
しては、国が示した考え方に基つきまして、関係
都県における放射性物質の検査等を踏まえま
して、出荷制限等など必要な措置が講じられ
ておりまして、信頼の置ける流通を通じまし
て購入を行い、安全性が確保されていると考
えております。

御理解のほど、よろしくお願いいたしま
す。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） 最後でございますけ
れども、新聞によりますと、道内では給食食
材の放射性物質検査について、新聞報道であ
りますけれども、札幌市、帯広市、倶知安町
で測定を行うとの報道があったわけござい
ますけれども、足寄町教育委員会としては、
給食センターの関係につきましてはどのよう
に考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） 先ほど次長の方か
ら答弁いたしましたように、現在出回ってい
る食品、食材につきましては安全が確保され
ていると、このように考えております。

教育委員会といたしましては、現段階では
独自に食材の放射線測量検査をする予定は
持っておりませんが、学校給食は子供
たちに安全で安心できる給食を提供するこ
とが最も大切なことであると、このようにも考
えております。

放射能検査機器の導入、あるいは、その必
要性等についての課題を、これも今後、調
査、検討してまいりたいと存じますので、御
理解のほどよろしくお願いいたいと思いま
す。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） 全体の概要はわかり
ました。

このことにつきましては、教育関係ばかり
でなくて、町全体の問題として今後もいろ
いろあるかと思っておりますので、行政としま
して課題解決に向けて努力をしていただきた
いというふうに思いますので、よろしくお願
いいたします。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に歳出総括ござい
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（吉田敏男君） 8ページ、歳入に入
ります。

歳入一括で行います。質疑はございませんか。

9番。

9番（井脇昌美君） 先ほどの説明の中で、法人、町税、補正前の額から約940万円近く減額になって、その内容が、減免課税の減額ということで報告されているのですけれども、これは恐らく、私ども、なかなかこの中の数値の詳細というのはわからないのですけれども、企業の倒産も含めた中で未回収もあるのかなと思ったり、ちょっとその辺がわからないのですけれども、差し支えない程度の説明で結構ですけれども、この938万2,000円という減額、非常に税の面では皆さん苦労して徴収しているわけですから、大きな金額、約17%を超えるのですか、補正前の額と補正のパーセンテージを言うと、大きなパーセンテージになっているものから。

差し支えない程度でいいですから、税ですから。ちょっと説明していただければありがたいと思うのですけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（西東文雄君） 今回、法人町民税の現年課税分の減額補正についてということですが、法人町民税につきましては、法人税割と均等割、この二つがあります。

ことしの7月までの実績と前年の実績を対比をしまして、ことしの均等割につきましては、前年比で現在の数字ですが96.5%程度いっております。

一方、法人税割のほうですが、前年度の同時期と比較をしますと57.2%という実績で、約半分強の収入の実態です。

この状況から、法人税割につきまして、今回、決算見込み数字を出しまして、その当初予算額との差がおおよそ938万2,000円程度落ちるだろうという見込みで今回補正をさせていただきました。

以上です。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） 一生懸命説明してい

ただいて、本当にありがとうございます。

ちょっと、私、特に普通の人より理解力がないものですから、一生懸命聞いていたつもりなのですが、結局、法人税が結構何らかの形で、減額57.2%ですか、何らかの形の中で未回収というのではないのですね、税として予定したものが入ってきていないということですね。あとの43%。

今年度の中で、その差額を町税と含めた中で、総額として938万2,000円の減額で数字を合わせたという、そのような解釈でいいのですか。

ちょっと、私、理解不足なのかな。ちょっとわからないところ、申しわけないのですけれども。

議長（吉田敏男君） 暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時06分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、住民課長。

住民課長（西東文雄君） すみません、時間をとらせてしまいまして、申しわけありません。

先ほど、ちょっと説明が悪くて、申しわけありません。

法人町民税につきましては申告納税です。今年度の当初予算の計上ですが、前年の申告実績から今年度の見込額を当初予算で計上しましたが、その見込額よりもかなり落ちているということで、これにつきましては、前年に比較して、ことしの法人経営の状況が前年と比較すると悪化しているということが原因だと思われま

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

3番。

3番（榊原深雪君） ふるさと納税寄附金のことなのですが、50万4,000円の件数と、あと、金額がどれくらいからどれぐら

いまであるかということをお聞きします。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） ふるさと応援寄附金の御質問でございますが、件数につきましては、平成20年度から始まっておりまして、これまで全体で28件でございます。金額が344万7,900円となっております。

平成23年度分につきましては、今の28件のうち2件で、101万円でございます。

3番（榊原深雪君） 私がお聞きしたのは、1件当たりが何千円から、最高額どれぐらいまでの方がいらっしゃるかということをお伺いしたのですが。

議長（吉田敏男君） 金額の話ですね。幾らから幾らぐらいの範囲でありますかということですか。

答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 大変申しわけございません。

金額でございますけれども、最低が、最低がという言い方も何かあれですけど、5,000円から最高で50万円というようなことで、金額については5,000円から50万円までの範囲の中で寄附をいただいているという内容となっております。

よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） 3番。

3番（榊原深雪君） では、この寄附をいただいた方にどのように対応をされていますか。町長からのお礼状とか、あと広報を送るとかいろいろな方法があると思うのですが、今現在、どのようなことで寄附された方に対応されておりますでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 御寄附をいただくときには、まず最初に連絡をいただきまして、大体がふるさと応援寄附金をしたいということで連絡をいただきまして、それで私どものほうから書類を送らせていただきます。

その中で、金額ですとか、それから、どう

いうことに使ってほしいと、応援寄附金の使いみちについてもお聞きをするということにさせていただきます。

寄附をいただいた後、御礼状と領収証を出しております。

それから、年に一度、広報に寄附をいただいた方たちのお名前、広報等で公表してもよろしいですよという方については、広報でお知らせをして、こういう方たちからこれだけ足寄の応援寄附金をいただいているということで広報をさせていただいております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番。

3番（榊原深雪君） このふるさと納税寄附金のことに對しましては、自治体はかなりの力を入れていっている状況であります。

そして、この貴重な寄附金をいただいた方にどういふふうに感謝の気持ちをあらわすかということも大切なことだと思います。

そこで、自治体の企画力とかアイデアによって、この大切な財源が求められることが多くなると思うのです。

そして、その自治体によっては、特産品を送ったり、金額によっていろいろなものをしているというところがふえてきております。

それで、自治体によって企画力があることによってたくさんの寄附金が集まるということで、これからきっと競争になるかと思えます。

その中で、寄附をしていただいた方の、やはり足寄町を思う心の寄せ方とか、ああいうことをきちんと受けとめるように、これからもいろいろな企画などアイデアを出し合いながら、こたえていけるように、やはり足寄への思いの方を大切に大切にしながら、ふるさと納税寄附金に對しましては進めていかれたらいかかと思いますが、それはこれからのようにしていくおつもりでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） ふるさと応援寄附金ということで御寄附をいただいておりますが、寄附をしていただける方については、

やはり、ふるさとを思う気持ちですとか、ふるさとの足寄町の町づくりに少しでも応援できればというような気持ちで寄附をしていただいているというように考えております。

そういった部分では、特産品だとかそういったものがあるから応援寄附をするだとか、ふるさと応援寄附をするだとかというようなことでは、多分ないのだろうというふうに思っています。

そういったことで、やはり、足寄をふるさと、そして、足寄を応援したいというそういう方たちの気持ちを考えますと、そういう寄附をいただいた方に感謝の気持ちを込めて、例えば特産品を送るだとかということもございますが、やはり、そういうことになりまして一定の経費もかかるわけございまして、決して、いろいろと足寄の町づくりのために使ってほしいということで寄附をいただいた形の気持ちでいけば、決してそういう都合で経費を使ってほしいというのが本心ではないのかなというふうに考えております。

そういうことを考えていきますと、ここでいただいた寄附金を、寄附をしていただいた方たちの思いをどう形にするかというところを大切にしながら、有効に寄附を活用させていただくという形で進めさせていただこうというぐあいに考えております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番。

3番（榊原深雪君） わかりました。

そして、寄附いただいた方の町づくりへの思いということが、この10項目に分かれています。それで集計されたと思いますけれども、特に多かったのはどれでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 先ほど、5,000円から50万円ということでお話しさせていただきましたが、ちょっと間違っております、最高の方は100万円という金額がございました。

それで、10項目ございますけれども、それぞれ集計をしてございます。それぞれの、

こういって使ってほしいという使いみちを書いていただいている方たちの合計を集計しておりますが、その中で一番多いのは、町長にお任せというのが一番多くて、15件で150万円ほど、150万円弱ぐらいの金額が町長にお任せという部分で御寄附をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

4番。

4番（木村明雄君） 11ページの土木管理のところなのですけれども、足寄町は、町の中、そしてまた地域についても、地籍調査、これについてはおこなっているということなわけなのですけれども、その辺で、これは継続事業として、来年、それからまた、これから先に向けて、どういうふうな形で進むのか、その辺をまずはお聞きしたいと思いません。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（南岡雄二君） 地積調査事業にかかわることだと思いますが、あくまでも今回この補助金を減らされたのは単年度でございまして、一度見送ったというの、国からの要請によって他に使うところ、要するに新規地区とか、これは確実な情報ではございませんけれども大きく震災の関係も影響があると思います。そういうところにお金を回すということから、事実2割の要するにカットに協力してくれということでやられたものですから、こういう経過をとりました。

そして、今後におきましても、私どもも4年に1地区、新規地区を着手してございませぬ。この方針については、今後についても計画的な事業の推進に図ってまいりたいと考えてございませぬ。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 次に、4ページにお戻りください。

第2表、地方債補正変更2件。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第98号平成23年度足寄町一般会計補正予算(第10号)の件の採決をいたします。

この評決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第98号平成23年度足寄町一般会計補正予算(第10号)の件は、原案のとおり可決されました。

次に、43ページをお開きください。

これから、議案第99号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

48ページから57ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第99号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件の採決をします。

この評決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって議案第99号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

59ページをお開きください。

これから、議案第100号平成23年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

64ページから67ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第100号平成23年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この評決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第100号平成23年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

69ページをお開きください。

これから、議案第101号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)の件の質疑を行います。

74ページから77ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第101号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)の件を採決をします。

この評決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第101号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決されました。

79ページをお開きください。

これから、議案第102号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

84ページから85ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第102号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この評決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第102号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算

(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

87ページをお開きください。

これから、議案第103号平成23年度足寄上水道事業会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

90ページ、資本的支出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。自由討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第103号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この評決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第103号平成23年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

閉会中継続調査申出書

議長(吉田敏男君) 日程8 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会

の委員長から、総合条例第136条の規定によって、お手元に配付をいたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成23年第4回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 2時31分 閉会